

第七十一回国
参議院内閣委員会會議録第二十二号

昭和四十八年七月十七日(火曜日)
午前十時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 高田 浩運君
理事 内藤三郎君
中山 太郎君
山本茂一郎君
片岡 勝治君

委員 源田 実君
佐藤 隆君
中西 一郎君
長屋 茂君
西村 尚治君
星野 重次君
町村 金五君
上田 哲君
鈴木 力君
鶴岡 哲夫君
前川 旦君
黒柳 明君
宮崎 正義君
中村 利次君
岩間 正男君
加藤 陽三君

衆議院議員

内閣委員長代理
國務大臣

厚生 大臣 齋藤 邦吉君
建設 大臣 金丸 信君
國務大臣 (防衛庁長官) 山中 貞則君

政府委員

首都圏整備委員会事務局長 小林 忠雄君

第一部 内閣委員会會議録第二十二号 昭和四十八年七月十七日【参議院】

防衛政務次官	箕輪 登君
防衛庁参事官	大西誠一郎君
防衛庁参事官	長坂 強君
防衛庁参事官	岡太 直君
防衛庁長官官房	田代 一正君
防衛庁防衛局長	久保 卓也君
防衛庁人事教育局長	高瀬 忠雄君
防衛庁衛生局長	鈴木 一男君
防衛庁経理局長	小田村四郎君
防衛庁整備局長	山口 衛一君
防衛施設庁長官	高松 敬治君
防衛施設庁次長	鶴崎 敏君
防衛施設庁総務部長	河路 康君
防衛施設庁施設部長	平井 啓一君
防衛施設庁勤務部長	松崎鎮一郎君
防衛施設庁労務部長	水野 清君
外務政務次官	安嶋 彌君
文部省管理局長	曾根田郁夫君
厚生大臣官房長	松野 幸泰君
建設政務次官	大津留 温君
建設大臣官房長	相原 桂次君
事務局側 常任委員会専門員	日本住宅公団理 播磨 雅雄君
参考人	

本日の会議に付した案件
○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(派遣委員の報告)

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤厚生大臣。

○國務大臣(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

第一は、環境衛生局に水道環境部を設置することです。

言うまでもなく、水道は国民生活に欠くことのできない基幹施設であります。近年における生活水準の向上、都市化の進展に伴い、水道用水の需要は著しく増大し、このため新たな水道水源の確保及び水道事業の広域化が大きな課題となっております。

また、廃棄物についても、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、その排出量の増大、質の多様化が著しく、重大な社会問題になりつつありますので、これに対処するため、処理施設の計画的整備はもとより、総合的な施策の展開が緊急の課題となっております。

これらの国民生活の基盤となる生活環境施設の整備を積極的に推進するため、新たに環境衛生局に水道環境部を設置しようとするものであります。

第二は、大臣官房の統計調査部を統計情報部に改組することです。

最近の社会の急速な変化に対応しつつ、国民生活に密着した厚生行政の一その推進をはかるためには、従来の統計調査等に関する業務だけでなく、電子計算機を利用して各種の情報の整理、分析を迅速に行ない、その結果を行政に反映させる必要があります。このため、統計調査部を統計情報部に改組するものであります。

第三は、厚生省の付属機関として、従来の公衆衛生関係の四審議会を廃止統合して新たに公衆衛生審議会を設置することです。

現在、公衆衛生に関する審議会は、個別分野、個別の疾病に対応して設けられており、広く公衆衛生全般にわたって審議する場がありませんが、この分野においては、疾病構造の変化に伴い新たな行政需要が生じており、個別の疾病対策のワクを越えて広く国民の健康の維持増進について総合的な見地からの施策を推進する必要があります。このため、現在の中央精神衛生審議会等公衆衛生関係の四審議会を廃止統合して、公衆衛生審議会を設置し、新しい観点からの公衆衛生施策を一そう推進しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。この法律案につきましては、衆議院において、公衆衛生審議会の設置に関する改正規定及び調理師に関する事務を公衆衛生局から環境衛生局に移管する改正規定、並びに施行期日に関し修正が行なわれたところであります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(高田浩運君) 引き続いて、本案の衆議院における修正部分について説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理加藤陽三君。

○衆議院議員(加藤陽三君) ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案に対し

する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説
明申し上げます。

まず第一に、公衆衛生審議会の新設に関する問題であります。政府原案では、中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会及び伝染病予防調査会を廃止し、新たに公衆衛生審議会を設置することとしていたのですが、これらの廃止しようとする審議会、調査会は、それぞれ個別の分野、個別の疾病に対応して設けられているものでありまして、さらにその対策を推進していくためには、ますます整備拡充を行なっていくことが必要であり、単なる統合は適当でないと考えられましたので、これらの審議会等の廃止統合に関する改正規定を削ることいたしました。

第二に、所掌事務の問題であります。政府原案では、調理師に関する事務を公衆衛生局から環境衛生局に移管することとしていたのであります。が、調理師に関する事務は、従前どおり公衆衛生局において栄養行政の立場から処理させることが適当であると考えられましたので、この改正規定を削ることいたしました。

第三に、施行期日についてであります。政府原案では「昭和四十八年四月一日」としていたのですが、衆議院における議決の日がすでにこの日を経過しておりましたので、これを「公布の日」に改めた次第であります。

以上が修正の趣旨であります。
○委員長（高田浩運君） 以上で説明は終わりました。

○委員長（高田浩運君） 次に、建設省設置法の二部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木力君　まず私は、最初に、どうもこの建設省設置法の、今度の機構はよくわかるんです、理解できますけれども、問題は、この筑波研究学園

都市という、これが幾ら読んでみてもよくわからぬ。それで、ほんとうを言えば、質問申し上げる前に現地調査を主張しておりましたけれども、その現地調査の機会もなかったものだから、したものが、私のこれから質問申し上げることは、あるいはとんちんかんなことがあるかもしれませんが、けれども、そういうときはひとつおしかりもちょうだいしてけっこうですし、また、初歩的なこととすから、よくわかりやすいようにひとつ御教授もお願ひしたい。

まず、最初にお伺いしたいのは、この筑波研究学園都市をつくる、これはまあ閣議決定をいたしました。これ全体を推進する行政的な責任は首都圏整備委員会ですか、どちらになっているんですか。

○政府委員（小林忠雄君） 首都圏整備委員会は、筑波研究学園都市の建設特別法に基づきまして、筑波研究学園都市の計画を策定する責任を持っております。各事業の施行につきましては、それぞれの各省が責任を持つわけでございますが、その各省間の連絡調整推進のために内閣に研究学園都市推進本部というものが設けられておりまして、その推進本部の長に首都圏整備委員会の委員長であります國務大臣が当てられております。

なお、このほかに閣議におきます責任者といたしまして、研究学園都市担当大臣というものがまた別に置かれておりまして、これは現在は金丸国務大臣が任命をされておるわけでございます。

○鈴木力君　そこで、もう一つ私は最初に伺つておきたいのは、この閣議決定と、それから実施本部がもう事業を開始した、その關係は行政的にどうなっているのです。つまりあれでしょう、今度の建設省設置法の提案理由にも、閣議決定はことしですか、四十八年ですか、そうして實際は四十二年から事業を開始しているわけですね、この辺の關係はどうなっているのです。

○政府委員(小林忠雄君) 研究学園都市の建設に
関する仕事は大きく分けますと、国の試験研究機
関あるいは国立大学等の移転ということと、第二

番目には、筑波研究学園都市の都市施設の整備、主として公共公益施設の整備、それからその全体の計画と、こう三つに分かれているわけでございます。従前、全体の都市建設の大綱というものと、それから公共公益施設の整備計画というものはすでにきまっていたわけですが、上ものどの機関がいつ移転するかということは、昨年の五月に四十三機関が移転するということを閣議で正式に決定したわけでございます。それで、今回決定いたしましたのは、これらの機関がいつ、どの程度移転するか、これに要する概算の費用はどのくらいかかるのかということ、これに見合います受け入れ側の公共公益事業の整備計画をさらに追加、あるいは繰り上げることについての決定、こういう二つのがからみましましたために全体の計画そのものの修正をしたということでございます。

○鈴木力君 その順序はそういう順序だと思うのですがね。結局、先に法律が通っているわけですから、筑波研究学園都市建設法、通っているわけです。そのときにはほんとうは議論すべきことだったかもしれない。何となしに筑波研究学園都市を

りをしていただくかもしれないけれども、それが一つ先には、まあ基本方針とか、そういうのはあとでまた少し伺いますけれども、それは文章につくった方針がその次にできた。どん

なものを移転するかは一番あとからできているわけですね。普通のわれわれの常識ですと、どういう研究機関を移そうか、そうしてどういいうものが集まれば何ができるか、それからその入れものは

どうしてつくるかという、それがどうも行政の順序みたいのに、こう思うのですけれども、そうではなしに、入れもののほうが先にできちゃって、さてここに何を移そうかということが去年の五月に閣議決定をしている。

ですから、私はこれはもう大臣にお伺いいたしたいのですが、いまお伺いしましたら、担当大臣は建設大臣になっておられる。一体この筑波研究

○鈴木力君　どれとどれとどれがという問いに對するお答えですか、それが。

○政府委員(小林忠雄君) 昭和四十二年に研究学園都市に移転をいたします機関を三十六機関決定したわけでございますが、これらの機関はいずれも東京及びその周辺にあるわけでございまして、その大部分のものにつきましては、施設が老朽化し、研究関係が必ずしも好ましくないという状態になっておつたわけでございます。

○鈴木力君 私が聞いているのは、それなら四十二年に閣議決定できるわけでしょう、移転すべき機関というものが、それを四十五年に閣議決定をしている。その間の三年間閣議決定ができなかった事情はどういうことかということを聞いている。これは大臣に伺ったほうがいいですね。

○政府委員（小林忠雄君） 四十二年の閣議了解で一応移転を予定する機関というものをきめたわけ

でございますが、これらの機関がどういうような内容で移転をするかという点につきましましては、それぞれの省、それぞれの研究機関の内部でいろいろ意見があったところがございます。それで、これまでの間は、とりあえず新たに新設されるような種類のもの、あるいは用地が狭くてどうにもならない、新しい施設を設けるのに用地がないというようなものだけ着工していたわけでございまして、昨年各省間の意見が煮詰まりまして、正式に閣議決定をしたわけでございます。

○鈴木力君 どうもこれは、閣議のことは事務局長やつばりそんな答弁をなされるんですか、私は責任大臣に何っているんですけれども、もう閣議から一切、事務局長、本部の権限になつていんですか。これは私は行政の責任問題だと思つて大臣に何っているんです。

○政府委員(小林忠雄君) 大臣から御答弁があらうかと思ひますが、閣議了解あるいは閣議決定に至りますまでは、それぞれの末端の研究機関、各省の担当部局等々が事務的に詳細な詰めのいたしまして、閣議了解の線に基づきまして正式の閣議決定に持つてきたと、こういうことでございします。

○鈴木力君 私はさっきから何べんも大臣に聞いているんだけれども、閣議は大臣でしよう。

○国務大臣(金丸信君) その問題は、事務的に詰めるのに時間がかつたということでございます。

○鈴木力君 それは私が一番先に申し上げたように、全く初步的なことで、とんちんかんことを聞くかもしれない私が先に断つたのは、このことを申し上げておるのですね。全く大臣に言わせればとんちんかんかもしれません。しかし、各省の詰めが終わらぬうちに閣議了解で土地は買つちやつた、それでしよ。一部は事業を開始した。全体の土地の構想というのが先に出てきた。それから各省の詰めを行なつて、そうして最終的に詰めができたから昭和四十五年に閣議決定と、こうなつた。こういう順序でしよ。そうす

ると、何となしに、何をつくらうかはともかく、あそこ土地をまず買おう、それで東京都内に環境の悪いところの研究機関やなんかとかあるんだから、まず土地を買おう、そうしてそこに移しやうのから移し出していきながら各省の詰めをおまえのほうにどれかやらぬか、やるかというような相談をしながら来て、四十五年にやつたそれが全部きまつた、こういうことなんでは。私は、これはどうも行政のあり方からして、あまり望ましいことではないのじゃないかという感じがするのです。要するに事務局ベースでずつと一部は走る。ところが、聞いてみると、事務局ベースでもなさそうなんです。つまり、いま事務局長から伺いましたように、これは事務局長とすれば当然の作業をなさつたと思ひし、それから事務局長の御答弁の中身について、事務局長とすれば当然さういふ順序で作業をなさつてきているわけですから、それはそれと開違ひはないと思ひます。そうして事務局長の御答弁は、全く事務局長とすればさういふことになるだらう。それは私はよくわかる。わかるけれども、さういふ行き方の中に非常にすつきりしないものがある。非常にばく大な予算を投入していつて、そうしてそこに一応のものを想定してつくる。事務局ベースでこれを詰める。詰める段階にもうすでに予定地というのは先に出てしまつた。

一番いい例は、ここに文部省の管理局長に来てもらつておられますけれども、筑波大学をつくるために、あそこ敷地はもう確保してあるわけですね。そうして、すでにいまだでさう上がつたのは、どうですか、筑波大学の機関でさう上がつたのは、グラウンドができたと聞いておる。あとどういふ進行状況ですか。これは文部省の管理局長に伺ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 筑波大学の施設の整備につきましましては、四十六年から着手をしておるわけでございますが、まず運動場施設につきましましては、四十六年に約一億六千四百万、四十七年に約二億六千二百万を支出をいたしまして、一応完成を

たという姿でございます。それから同じく運動関係の合宿施設につきましまして、四十七年に約一億二千六百万を支出いたしまして、これも一応でさう上がつております。それから継続中のものといひましては、体育の専門学部、それから体育の図書館、体育館、それから体育関係の校舎、こうしたもののが四十七年度に着工いたしまして、現に継続的な事業となつております。

○鈴木力君 これは行政のあり方からすると、いままで大体ともさういふ順序をとつてきたとは思ひますがね。たとえば山形の医科大学だつて法律が通らぬうちに、もう大学の準備はすつと進めておる。おそろくさういふつもりで文部省はいまのような準備を進めた、さうおっしゃりたいのだらうと思ひます。ただ私が、特に最初から行政の順序といふことを言つて問題にしたのは、筑波研究学園都市といふのは、いままでのたといは医科大学をつくるというふうなものとはケースが非常に違ひます。さういふところは、閣議決定といふのはあとで、おくれでつてい

るわけですね。何か先に入れたかといふものができなくて、そこに、さてここがあいたから大学でも移さうかとか、そんな形になつて進んでつてい。ところが、その間に工事のほうが行つていけるわけでしょう。だから、たとえば医科大学のような場合には、もうほとんど全部合意の上でできているわけですから、文部省さへ変な小細工しななければ、さつさつさつ通つていくわけですから、それは問題がない。

ところが、管理局長に私は伺ひますけれども、いま文教委員会がどういふ状況かわからぬけれども、新聞を見ますと、筑波大学はこの国会では通らないといふことが盛んに言われている。筑波大学が廃案になつたら、このグラウンドを何に使用するか。

○政府委員(安嶋彌君) 文部省といたしましては、筑波大学法案がぜひ成立することを期待いたしておるわけでございますが、ただいまのお尋ね

は、それが通らなかつた場合にどうするかということでございます。仮定の質問でございますから、私、お答えするのが適當かどうかはわかりませんが、万一、万々一さういふ事態がございした場合に、これは体育関係の施設として十分使用するものが可能でございます。御承知のとおり、現在教育大学の体育学部は幅谷谷にあるわけでございますが、土地も非常に狭隘でございますし、施設も非常に不十分でございます。したがひまして、さうしたものを補完する施設として十分役立てることが可能であるといふふうに考へております。

○鈴木力君 そこで、教育大学の体育学部がさまで出張して——出張してといふか、出かけて、そして体育の学習をやる。さういふ一つの考え方、この限りにおいては一応の考へ方が成り立つと私は思ひます。そこで、いまの全体の行政責任といひますか、この流れの中に——これは建設大臣が研究学園都市全体の責任大臣ですがね。ところが、文部省の機関は独立会計になつておる。これは建設大臣が——建設大臣といふよりも、研究学園都市の担当大臣としての権限関係はどうなるのですか。

○政府委員(小林忠雄君) 筑波研究学園都市建設本部と申しますのは、研究学園都市の建設に関する連絡調整及び推進を行なうための連絡調整機関でございます。それぞれの機関の建設あるいは公共施設の建設等は、それぞれの省庁の責任で行なうわけでございます。国立大学等の特別会計所属の建物につきましましては、特別会計所属でございますので、文部省が責任を持つて建設をするわけでございますし、ただいま御提案申し上げております建設省設置法の内容になつておりますのは、一般会計及び特別会計所属の機関の施設の建設の責任を建設大臣が持つていけるわけでございます。しかし、推進本部の部長は、たまたま建設大臣と同じ大臣が当てられておりますけれども、たまたまといひましては、首都圏整備委員会の委員

畏という別の立場で、これは事業の直接の実施責任を持っているわけではないわけでございます。
○鈴木力君 どうも私の頭が悪いものですから、

よくわからぬのです、そうなつてくると。結局、
 そういうことなら各省にやらしたらいいじゃない
 か。住宅公団が土地を買つたのだから、あとはそ
 れぞれ各省でやりなさい、こういうことでいい
 じゃないですか。

○政府委員(小林忠雄君) 四十幾つかの機関が一斉に一定の都市に移転をするわけでございますか。それから、これらの機関が、関係の深いものはなるべくグループごとにまとめて研究ができるようにその中の配置をいたす必要がございます。その地の割りをするということがたいへんな作業でございます。すし、それから研究機関だけでなく、そこに住む職員の住宅をどう配置するか、公共施設をどう配置するか、公共施設の建設と研究機関の建設とをどのようなペースで調整をしていくか、さらに電力をどこからどう引くか、交通機関をどうするかというような万般の調整ということとが非常に多いわけでございますので、これは推進本部の重要な仕事になっているわけでございます。

○鈴木力君 地割りはたいへんむずかしいという話をいま伺ったのです。しかし、地割りはもうできただけでしょう。

○政府委員（小林忠雄君） 大体のところはセツトしておりますが、また細部の点につきましては、いろいろまだ調整を要する点があるわけでございます。

○鈴木力君　その調整を要する点はどれですか、具体的に。

○政府委員（小林忠雄君） 昨年の四十七年度の補正予算におきまして、研究学園都市に移転いたしました研究機関の配置の基本設計に要する経費が認められました。これが首都圏整備委員会から建設省、農林省、通産省、各省に支田委任をいたしました。現在その配置の詰めをしているわけでございます。すなわち、今度正式に決定をいたしました。

た研究機関が、どういふむね割りで、どういふ配置をするかということの配置をいま検討しておりまして、これは首都圏整備委員会と建設省の營繕部で主として技術的な詰めをしているわけでございます。その過程におきまして、各種の地下埋設物の関係でございまして、道路の取りつけの問題でございまして、こまごました点でなお細部の調整が若干残っているわけでございます。

○鈴木大君　細部の調整というのは、こまごましたことにきまっていると思いますけれどね。あれでしよう、移転機関等配置図なんというのともうできているわけでしよう。このうちの細部の調整がまだはつきりできないのはどれとどれなんですかというのを聞いている。

○政府委員(小林忠雄君) たとえば通商産業省の工業技術院なら工業技術院というのは一本で地割りをしてゐるわけでございますが、実はその中には十機關ほどがあるわけでございます。この十機關をどのように割り振るかというような問題、あるいは農林省につきましても、農林省の大体の図地ごとのグルーピングは終わつてゐるわけでございますが、そのグルーピングごとに、たとえばコンピニーターでございますとか、その他共用の施設で間に合うものはなるべく共用のものにしたほうがいいというような点がございまして、そういう建築的な詰めをやつてゐるわけでございます。

話じゃ全体の議論はできない。どうですか。

○政府委員（小林忠雄君） 最終的な調整にはまだ若干の時間が要するかと思いますが、まともり次第提出するようになっています。

○鈴木大君　聞き違えてもらっては困るですよ。これから調整を要するものを出せと私は言っていないのです。最終の調整に時間がかかるだろうが、まとまってから出しますなんて、そんな話では私の質問を聞いていますか、あなたは。まだ調整

ができなくて、今後調整を要するものはどの機関のどれとどれとどれかを出せと、こう言っているのですよ。

○政府委員（小林忠雄君） 調査をいたしまして出
すようにいたします。

○鈴木力君　そこで、さきに伺ったときに、どうも私がわからないのは、結局連絡調整機関で、責任本部が、推進本部が連絡調整機関だと、実際はもう各省に割り当てたらそれは各省がやるんです、各省の責任でやるんですというさっきの御答弁でしよう。そうしておいて今度は、いま聞きましたという、たとえば通産省なら通産省の十幾つかある、その調整は推進本部でやるんです、こういう答弁でしよう。聞けば聞くほどわからなくなるんですね。各省がそれをするんだというなら各省がやればいいし、したがって、その推進本部は各省のやるべきことのどこまで足を踏み込むことになるんですか。その行政責任のかね合ふところをはつきりしてくださいというのが、私が最初から聞いているのはそこなんです。

○政府委員（小林忠雄君） 予算執行につきましてはそれぞれの省が責任を持つわけでございます。
○鈴木力君 予算のことを聞いているんじゃない

です、私は。

○政府委員（小林忠雄君） その予算執行の調整につきまして、推進本部が合議体として調整をする

というわけでございますので、どこまで調整をするかということは、必要に応じて行なうわけでございます。

○鈴木力君　ちよつと、これ、わかる日本人がい
ますかね。調整をすることは必要に應じてやりま
すなんて、必要のないことを調整した例が日本の

政治に、政府にあつたですか。必要があるから調整するんでしょ。その調整するものを、各省の主体性というものを認めて、その責任は各省なんですというのをさきに答えてある、あなたは。それなら調整本部――私はそれなら少し乱暴な意見だつたと思うんですよ。乱暴かもしれないけれども、それなら土地を賣つて地割りをつくつた

ら、あの各省がやりなさい、それでいいんじゃないかと、そう私が言った。そうしたら調整をするんですよ。必要に応じて調整をするんですよ。必要に際しては聞かなくてもわかっていうことですよ。その必要に応じてという度合いがどういう状況、何なんですかと聞いているんですよ。

○政府委員(小林忠雄君) これは単に各省の試験研究機関を、研究の必要上ばらばらに移転をするというような種類の計画ではございませんで、こういう国立の試験研究機関、大学等を一カ所に集中をいたしまして、一つの新しい科学技術の中心にする。なお、こういうようなものの中核としたしまして、理想的な研究学園都市の都市建設をするというたてまえでございますので、それぞれの省なり、それぞれの研究機関がかってかってなデザインで、かってかってなものをつくるということとは望ましくありませんので、配置、建物のデザイン、あるいは各種の供給施設の調整、こういうようなことを推進本部で行なうわけでございます。

○鈴木力君 これは委員長にひとつお願いをして
おきます。やっぱりこれ、現地に行かないと、紙
の上でここで議論しても、どうも話がびったりこ
ないと思うんです。したがって、もういまのこの
問題は、やっぱり現地に実際に当たってみて、こ
れは調整を要するんですとか、これはもう各省が
やるんですとか、そういうことを判断をしなけ
ればいけないと思います。そういう機会をぜひひ
くつていただくことをお願いしまして、この件に
つきましては私はもうこの程度にしておきます。

その次に、ちよつと私のほうで伺いたいんですが、独立会計になっておるのは文部省関係と、あと、どこなんですか。

○政府委員(大津留温君) 建設省が建築をいたしません、独自の機関でやっていたくのは六つございまして、科学技術庁の宇宙開発事業団の筑波宇宙センター、文部省の筑波大学、図書館短期大学、高エネルギー物理学研究所、国立教育会館の分館、それに郵政省の日本電信電話公社筑波電気

通信建設技術開発センター、この六つでござい
ます。

○鈴木力君 そこで、独立会計部門の、その
さつき事務局長がおっしゃった調整との関係は、
これは各省と同じような扱いになるのですか。独
立会計部門は別の扱いになるのですか。

○政府委員(小林忠雄君) 建設省が扱います分
も、これは建設省が建設省設置法に基づきまして
行なうものでございまして、各省の、その他の省
の行ないますものと全く変わらないわけではござ
いませう。推進本部の調整をいたしましては全く
同じ立場であるわけでありませう。

○鈴木力君 そうすると、文部省に伺いますけれ
ども、いまだどうなるのかわからぬけれども、体育
学部が茨城県まで行って体育の学習をやることにな
るだろうと思ひますけれどもね。調整問題につ
いて、その他の文部省関係の特に筑波大学を想定
したそれらのものは全部調整済みですか、未調整
のものがありますか。

○政府委員(安嶋彌君) 文部省関係施設の土地の
関係につきましては調整済みでございませう。ただ
関連道路の問題につきましては、これは文部省だ
けの問題ではないかと思ひますが、全体的にまだ
若干問題が残っております。

○鈴木力君 大体その辺は、さつき言いましたよ
うに、またやっぱり現地へ行かないとびびりし
ませんから、それはそれでいい。

それで、あとちょっと別のことを伺いたいの
ですけれど、さつきどうも私は、決定とこの事業の進
行状態とが逆だ、こういうふうにもいいます。でも
その気持ちには私は変わってはいませんけれども、
一応それをおきまして、この土地を、一応筑波
学園都市等をつくる、研究学園都市をつくるとい
うことにきまつて事業を開始したのは昭和四十二
年ですか。その事業開始というのは土地取得です
ね。土地取得は住宅公団が担当して土地取得を
なさつたと聞いておりますけれども、住宅公団
の方、お見えますか。まず、その土地取得の状
況——状況といひますか、いまではほとんど買

てしまつたと思ひますけれども、現況はどうなつ
ておりますか。

○参考人(播磨雅雄君) 住宅公団は、昭和四十
一年十二月に大体の権利関係その他の調査が終わり
ましたので、具体的に買収に入つたわけではござ
いませう。県とか地元市町村の協力を得まして、四十
一年の十二月から買収に入つたわけではござい
ませう。現在までに計画区域二千七百五ヘクタールで
ございませうが、そのうち大体千七百九十三・六
ヘクタールが買収予定地ということになっておる
わけではございませうが、共同墓地等はかちと
小さいのが幾つかございませうが、約千平米を残し
まして千七百九十三・五ヘクタールが買収済みで
ございませう。

○鈴木力君 その、昭和四十二年から土地買収に
入つておるわけですが、その買収にあたり
まして、その土地、その地域の土地の提供者と
買収側は住宅公団が国を代表して折衝に当たつた
わけですが、その間に何かトラブルとか、そうい
うものはなかったのですか。

○参考人(播磨雅雄君) トラブルと言われま
す、ちよつと抽象的なんで、どうお答えしてい
かはつきりわかりませんが、もちろんいろいろト
ラブルはございませう。一つは、やはりできるだ
け、山林といひますか、地目が山林ですね、平地
林をできるだけ買ひまして、農地はできるだけは
ずしていきたいと思つておつたのでございませ
うが、やはり山林の中に介在している農地もござ
いませうし、面積の都合もございませう、やはり農地
もある程度買ひ上げさせていただかなければなら
なかつた。そのほか民間の不動産業者からかなり
高い値段で買つておられたような方もござい
まして、いろいろこまかいトラブルはたくさんござ
いまして。

○鈴木力君 しかし、基本方針としては土地の提
供者と話し合ひをして、それぞれ納得の上で土地
を買ひ上げられたと、こう思ふのです。私がトラ
ブルと言つた意味は、その土地を買ひ上げるにつ
いての何か国側のほうの条件とか、いろんな要求

をされた、そういう事実があつたのかなかつたの
かというのを伺つておるわけですね。

○参考人(播磨雅雄君) 先ほど申しました農業を
営んでいらつしやる方々は、まあ人によりまして
は非常にたくさん農地が区域内に入つておると
いうふうな方もいらつしやまして、そういうた
くさで県の方針をいたしまして、やはりある程
度の営農規模は維持して農業が継続できるように
してあげたいというふうなことで、一定の基準を
設けまして、農地については代替地をあっせんす
る、そういうふうなことで進めてまいつたわけ
でございませう。

○鈴木力君 その代替地を与えるという方針で進
んでまいつて、代替地を与えないで、その土地
提供者から、問題が残つたままになっている、そ
れは私の聞いたところでも——もう時間がありま
せんから、私が聞いておるのも若干あるのです
ね。それはどうして代替地を与えようと約束して
おつて、どういふ事情でそれらの人には与えな
かつたのか。

○参考人(播磨雅雄君) 代替地の該当者と申し
ますのは、個人相手をやつておられますと、ある
いは部落とかなんとかの、何といひますか、団体
単位でやつておられるのがございませうが、私ども
は事務的にいひますと、個人、団体合わせまして
百六十九件の相手がありまして、その人たちに
対しましては、すでに代替地をお渡ししたのにな
りございませう。また、現在代替地造成中でござ
いませうが、そこを幾ら差し上げますというこ
とで、

実質的に話がついておられるものもございませ
う。六十九件のうち話がついておられるものが、開拓
部落が二つと、それから個人が三人と、合せて
五件話がついておられます。これは個人の場合
は、まあ場所が折り合わないというふうなことも
ございませうが、買収にあたりまして、県とか地元の
ほうといひますと、いろいろ相談したのでござい
ませうが、さういふところで念書を出されたりな
んかいいたして、おりました引き継ぎが、公団との
関係が——これは内部の話でございませうけれども、あまりうま

いつてなかつたようなこともあつたりいたしま
して、若干話がおくれでつたところもござい
ませうが、さういふことで現在残つておるものが五つ、二
つの部落と個人が三人、こういう状況になつてお
ります。現在話を詰めておられますので、いずれそ
のうちに解決するものと私は思つております。

○鈴木力君 この念書の引き継ぎがなかつたとい
うことですね。私は、こういうことがあつてい
いものかと、ほんとに思ひますけれどもね。どう
しても私どもの常識でわかんない。私もここに念
書の写しがありませうけれども、はつきりした、責
任者が日本住宅公団研究・学園都市開発局長なん
という人の名前前で、代替地を差し上げますとい
う約束をきつと念書で出している。そうすると農
民は——この研究都市の基本方針にもありますよ
うに、営農を中心とする田園都市をつくるという
ことになつておるわけですね。国を信頼して土地を
提供しておるわけですね。そしたらそれが五、六年
たつてもまだ解決をしていない。だから私は、む
しろこれは住宅公団というよりも、これを推進
本部がもう少し調整の任に当たるといふのか、そ
ういふ問題に乗り出すべきだと思ふのですけれ
ども、推進本部としてはどうなんですか。

○参考人(播磨雅雄君) ただいま具体的な話が出
ましたのでお答え申しますが、過去のいきさつは
別といたしまして、現在私たちがいたしまして
は具体的に話をその団体と詰めておるわけなん
です。私たちのほうは、やはりお渡しするのが農地
でございまして、その農地としてこれは永久とい
うわけにはいきませんけれども、ちよつと代替地
として使つていただくか、ちよつと代替地の方針とい
はしましては困るわけですね。だが、その協議会
の中にはすでに百姓をやめていらつしやる方がだ
いぶおられるわけではございませう。さういふこと
で、私たちのほうにいたしましては、さういふた
協議会のほうで農地として使つてもらうといふ
線をやつて配分の案をつくつていただかないと
ちよつと困るということがございまして、具体的

に場所をあげましてその協議会と話を詰めてもらつておるわけでございますが、相手方さんのほうでも、そういったことではない、いろいろ内部的な事情もございまして話がおくれているという点もあるのでございますが、両者で話をやっておりますので、いずれそのうちには私たちの考えておるような線で解決するだろうと、こう思っております。

○鈴木力君 これは別にどのだれとか、責任者がだれとかということを書いてみたところで始まらないので、問題は、その地域の住民の人たちから早く納付をしてもらつて、ということが第一です。それから、それはもうあらゆる手を打つても、ぜひひとつ早急に、しかも円満に解決をしてもらいたい。少なくとも五年も投げておいて、あと土地取用法なんて、かさに着るようなことがあつたら、私はこの研究学園都市なんというものの顔をよこすことになる、こう思うのです。住民の人たちからも私どもにもいろいろ手紙が来まして、たいへん困つていらつしやる人がいる。

それで、もう一つ公園の方に伺いたいです。同じその土地を買った状況ですが、一体幾らぐらいで買ひ上げておるのですか、土地を。

○参考人(播磨雅雄君) 買ひました千七百ヘクタールの平均価格でございますが、土地だけで、上ものは別といたしまして、土地だけで坪千二百三十円でございまして。

○鈴木力君 大体千二百三十円、まあ林とかあるいは農地とか、土地によって若干違ひのせいでしょけれど、現在周辺地域は地価はどれくらいしておられますか。

○参考人(播磨雅雄君) 私も、これは土地の値段ですから、具体的に知つておるわけじゃございせんけれども、また、何といひますか、ある程度造成済みといひますか、使用可能なところと、全然まだこれから手を加えなければ使えないところと、いろいろございまして、あれでございまして、いま使えるようなところだと五万円をこえていると、こいうふう聞いております。

○鈴木力君 その問題がこれはもう——大臣がいらつしやいませんけれども、そのうちにおいでになると思ふのですが、それから推進本部事務局長さんにこれは聞いてもらいたいですよ。それは意図がよかつたとか悪かつたとかというものは一応別にして、最初に買ったときには千二百四十四円だった土地が——これは国が買ひ上げたものですね。しかもそのときに土地の提供を渡した人がおる。代替地をやるからと言つて土地を提供させておいて代替地をやらぬ人がまだ若干残つておる。ところが、その周辺地域になりますと、いま御答弁にあつたように、大体もう三・三平方メートル、坪で五万円ぐらいしておる。これは造成したところ、造成しないところ、もちろん土地によつて違ひます。しかし、私は現地にいかないからわかりませんけれども、私が調査したところでは、この研究学園都市の最も周辺の部分で五万円ぐらいに上つておる。そうなる、あの地域の土地を提供した住民は一体どんな感情を持つておるかといふことを考えてみたことがありまじやうか。あるいはその周辺がどうなるか。

○政府委員(小林忠雄君) これはひとり研究学園都市の建設に限らず、あらゆる大規模な都市開発、あるいは大規模な公共事業が行なわれますときに一般的に問題になる点でございます。事業用地の買取価格といふものについては、研究学園のいまの平均三・三平米当たり千二百円というのは、これを決定いたしました当時におきましては、あの地区の平均価格を相当上回つた値段であつたわけでございます。しかし、その後の一般の物価水準の値上がりによつて土地が上がるという原因もございまして、より多くの原因は、その事業がそこで行なわれると、公共事業が行なわれるということに起因いたしまして開発利益といふものが、単に当該開発地域だけでなくて、周辺に土地の値上がりを生み出すといふことは一般的にあるわけでございます。で、研究学園都市に限らず、すべてこいうような開発を行ないます際に、開発用地について適正な補償をいたしま

すれば憲法上は適正な補償になるわけでございますけれども、買われなかつた周辺の人が、その事業が行なわれることが原因となつて、より多くの財産価値を潜在的に獲得する、あるいは現実に高く売れるといふような問題につきまして、公共事業の施行に伴います開発利益をどこに帰属させるか、土地所有者のみに帰属させるということが不適正であるといふような議論はいろいろあるわけでございます。これについては各種の税制その他の問題に待たなければならぬわけでございますが、ただいま御指摘のような点は一般的に存在するわけでございます。

○鈴木力君 一般的に存在するからあたりまえだとおっしゃるんですかね。私が一番先に、閣議決定がされて、どの研究機関を移すかといふことがあつて、その研究機関を移すかといふことがあつて、研究学園都市をつくるという花火を上げた、そして今度は住宅公団が、まあこれは任務ですから、それを受け持つたわけですから、これはそのどがよいとか悪いといふことじゃない。その機関として業務としてやるわけですが、その必要な土地を買つたわけでしょう。その買ひるときには何といふ研究機関が来るのかといふことはお考えなさい。まあ、考えておつたと言ひに違ひないけれども、さつきまでの私の聞いたときには、各省の調整——調整といふか、まだ詰めが行なわれていない。そういうことなんでしょう。そうしてあとから、もう土地を買つたから、研究学園都市をつくるということにしちゃつたから、研究学園都市をつくるという論があるのを無理やりここに大学をつくるというやうな、すべてに、この研究学園都市をつくるというのには非常に無理があつたんじゃないか、私はそういう問題が一つあつたと思ひます。もつとその必要といふものが先に来て、そしていくものなのか、場所を先に決めて、それからいくものなのか、政府が土地騰貴の役割りをもつてこれ果した。まあ、これは

悪口を言へばですから、当たらないという答弁があるかもしれないけれども、ただ私は、いまの事務局長の答弁にどうしても割り切れないものがある。一般的に開発事業があれば土地が上がるのはあたりまえだ。

ところが、それならば私はもう一つここで伺いたい。もう時間もあんまりありませんけれども、伺いたいのには、一体この研究開発都市をつくるという目的は何だ、自分たちの研究機関を移転するといふことじゃなかつたはず、そうでしょう。もちろんその研究機関を移すといふこともあつた。しかし、これにはちゃんと都市建設の基本構想、きつちりこつてあつて、周辺地域に對する都市計画ですか、整備計画といふものもあつたはずです。要するに、国の機関を移転するといふ地域と、その周辺はそれにふさわしいところの田園都市をつくる、そしてほんとうに文化的な文化都市としてふさわしい都市をつくるのだといふことだつた。したがつて、住民の人たちは千二百四十四円で売つた。もしいままで売らなければ、私は何億という財産家だつたのだと言ひ人がいる。これは感情的にそういう気持ちになるのはあたりまえでしょう。それはそれとして、しかし住民は、自分たちの地域がこの構想によつて、おれたちの文化地域ができるのだという期待を非常に持つたわけですね。ところが、それを何をした、国が、道路をつくつたと言ひでしやう。道路をつくつて土地を上げましたよ。それならその周辺地域に對する都市計画といふものは一体どの程度に進んでおつたのか、ほとんど進んでいないじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員(小林忠雄君) 研究学園都市の建設の法律によりますと、研究学園地区につきましては研究学園都市としての都市的な建設をいたすことになつておりますが、周辺の開発地域につきましては、これは主として農用地帯として保存するといふことになつております。したがひまして、現在、周辺開発地区の整備計画につきましては、茨城県で案を練つておるところでありまして、かな

り固まったように聞いているわけでございますが、土地利用の問題をいたしましては、開発をいたしますところにつきましては、都市計画法による市街化区域の決定をいたしまして、都市的な建設を進める。それ以外の地域につきましては、農業的な土地利用を進めていくというように点につきましては、市街化調整区域に指定をして市街化をむしろ抑制をする、こういう土地利用をきめるという方針で進んでいるわけでございますが、具体的にその線引きをどうするかということがつきまして、現在茨城県及び地元町村でいろいろと案を固めているところでございます。

○鈴木力君 もう少し、責任部局であるなら、その地域の立場に立ったものの見方をしなければいけないのではないですか。これは茨城県知事のやることでやっていると聞いています。そうでしょう。ところが、そのやっていると聞いています。そこでどうなつたのですか。関係市町村が財源がなくて非常に困つた、研究学園都市にふさわしい関係市町村の環境づくりということをやろうとしたが、財源がない。そこで知恵を出して、あそこの牛久沼でポートレースをやつて、そのポートレースの上で周辺地域の整備をやろうとしたのでしよう。その事実、あなた知っていますでしよう。しかし、それでは牛久沼のポートレースで上がった金で整備をするということとはふさわしくない。ことしの六月でしたか、五月でしたか、茨城県の知事が田中総理大臣に談じ込んで、そうしてその財源を保障せよと談じ込んだ。総理大臣が保証すると言つた、これは事実でしよう。これは一々伺いはしませんけれども、これは事実です。住民はそういう苦しみをやっているのです。そういう苦しみを住民にさせたのはだれなんです。

そうすると、最初の筑波研究学園都市建設計画というきわめてりっぱな計画のように見えるけれども、その裏は現地の住民泣かせをやつておる。しかも昭和四十二年からもう土地を買つて、先ほど私が聞いたように閣議決定前にそれぞれの計画が進んでおる。国の機関のほうはそうして進んで

おる——進んでおると言つて聞かえはいけれども、これはあとで少し申し上げるけれども、その出張した——出張したといひますか、でさうがった出先の公務員の人たちはまた生活環境が悪くて非常に苦しいでおる、そういう問題も一つありましよう。国の機関の職員も苦しんでおる。周辺の

人々たちを、それに見合つた都市づくりのために、これは茨城県でやるんですという事務局長のその答弁のように、いざとなると、あとはそちらに責任を転嫁してしまつて、住民を泣かしておる。こういうことなんではないか。そういうときに、いま建設省部分は、自分とこの直轄のところに特に管轄本部をつくつて、自分でこれはやりまうと、こういう形になつてくる。どうしても私はそういう点じゃ納得できない。もつとも、自分たちの研究機関をつくるのと周辺の調和ということ、を、どうして第一義的に考えることができなかったんですか。

○政府委員(小林忠雄君) 筑波研究学園都市建設法によりまして、筑波研究学園都市のうち、研究学園地区の建設計画につきましては、首都圏整備委員会がこれを決定する、すなわち政府の責任において決定するわけでございますが、周辺開発地区の整備計画につきましては、法律によりまして、茨城県知事がきめるということになつていくわけでございます。もちろん茨城県知事がきめるから政府はこれについて何も知らないということではないわけでございます。周辺の土地の都市的な施設の整備なり、あるいは農業的な開発なりにつきましては、建設省、農林省、それぞれの省が地元と相談いたしまして、最大限の援助をいたすつもりでございます。

○鈴木力君 これからやると、こういうんでしよ、御答弁は。私が聞いているのは、事業をスタートしたときに、全体の構想の中に周辺を含めたこの進み方というのはできなかったのかということなんです。結局、いまになると、土地が値上がりしてしまつて、また、茨城県側に言わせれば、

非常に大きな障害条件ができておる、それでしよ。もう一つ伺いますけれども、事務局長さんね、いまあの周辺地域に、不動産業者が土地を買いに入り込んでいますね。幾ら入り込んでゐるか、御存じですか。

○政府委員(小林忠雄君) 茨城県当局が地元町村に依頼をいたしまして調査いたしました範囲におきましては、昭和四十二年ごろから四十七年末までの間に、業者数で約三十社、買収済み面積六百三十ヘクタールという程度のものが不動産業者の所有になつてゐるようでございます。

○鈴木力君 それは茨城県調査で三十社ですね。それは調査漏れもあるみたいですよ。それからもう一つは、個人の売買も相当ある。それしますと、私は、いまのような、そちらは茨城県だからというよりな態度でおると、結局、この田園の中にある研究学園都市という構想が、また同じ、何というんですか、密集地域になつてしまふ。都市化、スプロール化というやうな、そういうことがもうすでにできるんじゃないやしませんか。どうも、いまのところは周辺ですけれども、たとえば不動産業者の方の団地造成なんかの広告なんか、盛んにここは出しておるんでしよ。

特に、私は、見のがしておつてはいけなと思ひますのは、いま売りに出ているのはわりと周辺のほうらしい。ところが、現在の厚生省部門のあるあたりですか——まあこの地図で言へばこの辺、この辺はもう坪二十五万円ぐらいでいま売買されてゐる。そうしてここに政府が計画をしないやうな——業者がそこに入り込んだ、政府の意図とは違ふやうな町づくりがもうそろそろ始まらうとしてゐるわけですよ。それは茨城県部分です、と涼しい答弁をしておる時代じゃもうないじゃないか。そういう実態調査は、推進本部ではなさつてゐるんですか。

○政府委員(小林忠雄君) 確かに御指摘のやうに、周辺地域について、不動産業者が土地を買い占めて乱雑な開発をいたしますと、せっかく地区

の中で理想的な都市を建設いたしましたとしても、周辺が非常にスプロールを起すということで、都市環境が非常に悪くなつてくるということは、非常に困ることでございます。現在、しからば、どういふこれに対する対応手段があるかということでございますが、現行の法制で対応いたします手

といたしましては、都市計画法による市街化区域、市街化調整区域の線引きをいたしまして、知事の開発許可を全面的にかける、こういうこと以外にはないわけでございます。それで、この地区につきましては、政令によりまして、市街化区域、市街化調整区域の指定をすべきところということが数年前すでにきまつてゐるわけでございますが、具体的に線引きにあたりましては、これは線引きをいたしますのは茨城県知事の権限でございますし、さらに具体的に線引きをいたします際には関係市町村、関係住民等の公聴会その他の完全な手続を経なければいけないわけでございます。これら手続がおくれているのはわれわれも非常に遺憾であると考えておりますので、できるだけ早い機会に茨城県当局で線引きをいたしたくことを期待してゐるわけでございます。

○鈴木力君 もうこのあとは大臣にお伺ひいたします。大臣ちよつといつしやいせんでしたからね、いままでのところはほんとうは大臣に聞いていただくかたところですが、まとめて申し上げますと、研究学園都市——まあ都市づくりという発想は、私はどうもこの発想が少し疑問だという気持ちはまだ持っていますけれども、政府はおそらくそれは否定なさるでしよけれどもね。で政府側の言い分を聞くと、言ひ分のような発想で進んできた。ところが、事ごとに問題を起しておる。それは、地域の住民の人たちの側に問題を起してきて、こういうことですよ。で、まず一つは、これは住宅公園の方から、もう早急に解決をするという見通しもあるみたいない御答弁をちょうだいしましたから、それはその努

力をしていた方がいいんですけれども、一つは、やっぱり土地提供者に政府側が約束を履行しなかった事実がある。そのことがひっかかって、尾を引いて、いまだに未解決の部分がある。これは敷の上からいえば少ないですけども、敷の上からいえば少ないからそれでいいということにはならぬわけですね。はっきりした責任者の判こまでついた念書まで入れておいて、それを約束不履行だ。まあ事情はいろいろあるみたいだった。事情はあるみたいだったが、そういう住民泣かせをしているという事実が一つある。

それからもう一つは、そういう住民に対して、今度は、事務局長さんの御答弁では、開発すれば土地の値段が上がるのがあたりまえだ、そういう意味の御答弁だったけれども、私は、それではとても、そうですかと言えないんですね。昭和四十二年から買ひ始めて、坪千二百四十四円で買った土地が、その周辺が、一番安いところで五万円。もちろん、それはさら地の、原野で買ったのが、いまは道路が通ったり、多少条件がよくなっているから、その条件がよくなっている部分の上がるのは当然だとおっしゃる。それはそれとして、私もわからぬわけじゃないんです。しかし、それにしても、相当な、周辺地区でも五万円——何倍になるかはもう計算すればすぐわかるでしょう。ところが、この胴体部分といいますが、学園都市の胴体部分の地価に近いくところと、もう二十五万円ぐらいのところと出てきておる。そして三十社がもう入り込んで、これは県の調査で三十社です、もう土地を確保してある。そこには団地造成というような広告さえ出ている。その団地造成では、それでは宅地が幾らか出ていますとね、戸当たり二十坪の宅地が売りに出ていくわけですよ。そういう宅地があつた一つの団地としてその周辺に出たら、最初のこの研究学園都市構想なんというものはもうどこかへいつちやっている。そういう問題が一つある。それから、まとめて大臣に御要望とも御質問と

も兼ねて申し上げますが、時間がそろそろありませんから。

そこで、今度は、地域の住民の人たち——あすこはたぶん六カ村ですが、六カ村だったかですね。これが一緒に地帯になったりしているわけでしょう。そこが、研究学園都市という、これができることによって非常に文化的な明るい村づくりをするのだ、こういう一つの大きな期待があった。ところが、その期待があったのだけれども、確かに事務局長さんの御答弁では、これはもう法律によると周辺地域の整備は県知事がやるのです、こうなっている。だから、知りませんとは言わないけれども、事実上いままでは知りませんでした。さっきも私が指摘いたしましたけれども、あすこの村の人たちが困っちゃって、財源がないから。大臣御存じだと思ひますよ。ずいぶんいろんな知恵を働かしたでしょう。それで、ひどいのは、牛久沼でポートレースをやつて金もうけをしようなんというところまでいった。田中総理が、そういうことをさせずに、国が責任を持つと知事に約束したみたいです。しかし、これも、総理と知事との間で話をしたということが新聞記事に出ただけであつて、公式にそれならば総理大臣が約束をしたその財源が、どういう手続でどこから出るかというところはまだ案もない。もう時間がなから御質問申し上げますけれども、なお、これ、研究機関があつて進出することによって、たとえば東大でさえもいろいろな研究、化学実験なんかから生ずる心配の要素があつて、そうすると、そういう排水のルートがどこに行くのかわからない不安もある。そういう問題はもうほとんど片づいていないのです。

したがって、私は建設大臣にいままとめてひとつ申し上げたいのは、建設省が今度管轄本部をつくられて、それはそれとして直轄部門の事業推進のためというところはよくおわかりになる。しかし、当初政府が言いましたところの研究学園都市という構想は、国の機関ができればいいというものでないはずだった。私は、この構想を出した

ところのスタートのところにもう一べん戻つて、もう一度戻つて、問題点というものをもう幅を広げたところで、これをどう整備するかという具体的なものという計画にも着手すべきだと、こう思ひます。法律をつくつたから、法律は、たてまえはこうなつておりますからと言つて、そして適当に弁解している時期じゃないと私は思ひます。したがって、それに必要な処置というものがあれば具体的に出すべきだ。それこそ私は推進本部の事業ではないか。そして建設大臣がたまたまその責任大臣を兼ねていらつしやる。直ちにでもそういうところに着手すべきだと思ひますけれども、大臣、御見解いかがですか。

○国務大臣(金丸信) 先ほど地元の土地を持つている者を泣かせるというよりなお話もあつたわけでございますが、その中に判もつてあるというよりなお話もあります。私はそれも初耳でございますが、まあいろいろいきさつはあつたと思ひますが、しかし、政府が国民を泣かすというようなことがあつてはならない。これは十分調査いたしましたので再検討したいと思ひます。

なお、地元の地方公共団体六カ町村が、この事業を推進するためには相当な財政負担がある、その財政負担が一時的には増大するわけでございますから、この問題につきましては、総理も茨城県知事とお話をいたしましたよりでございますが、いま各省庁ともこの問題について軽減のことにつきまして検討をいたしておるわけでございますが、必ずこの軽減の件につきましては御期待に沿うようにいたしたいと、こう考えておるわけでございます。どちらにいたしまして、土地の問題が当時平均千二百円程度のものが五万円あるいは二十万円になるといふようなことにつきましても、いろいろ問題点もありますし、また、この時点にまいりまして、すべてが全きを得たと私は考えておりません。原点到返りまして、先生のおっしゃる通りに振返つて反省もし、なおかつ、りっぱなものをつくるためにやらなければならぬ。そういう意味で反省もしながら、今後なお一段と意欲を

持つてやつてまいりたいと、こう考えております。

○鈴木力君 あと、文部省の管理局長に、これはあまり時間がありませんから御要望ということになるかもしれませんが、これは文部大臣にも本会議でもお伺ひしましたし、田中総理大臣にも決算委員会でも聞いておるのですけれども、結局文部省が、また新しく新学園都市構想というものを打ち出しているわけですね。それで、その中身はいま伺わなくてもいいのですが、結局、筑波研究学園都市が体験をしたように、私がいま問題点がある程度——時間がありませんし、現地にも行かなかつたから多少抽象的でしたけれども、当初の構想とは違つた問題がずつと出てきておるわけですね。おそろくあそこでも、いまのように、このまま進めば、かりに筑波大学をつくるにしても、そのまわりにはまたいろんな民間のそれぞれのものが出てきて、望ましいところじゃなかつたというよりなお研究都市ができるという条件がいまたくさん出ていくわけですね。こういうことをきつちりもしないうちに、そういうことを現状調査もせず、対策も講じないうちに、また新しい学園都市構想をつくるなんというのを、しかも諮問委員会が一回か二回しかまだやっていないうちに、やや具体的にみだりに発表していくというのは、私は不謹慎だと思ひます。したがって、私は私の意見を申し上げますけれども、この構想は中止すべきだ。つまり、私が言いましたように、どういふ研究機関をどこに移すか、そういうことがきまる前に学園都市というものをつくつた、そして、あとからそれぞれ各省がこの詰めを行つて、どの機関を移すかということがあとからきまつた。したがって、閣議決定というものは三年もおくれたわけですね。三年か、事業に着手してから四年もおくれたときに閣議決定したということですね。その間に、もうまわりの土地というものはずつとつり上がつてしまつていくわけですね。その同じ感をまた文部省がやろうとしている。総理大臣がうしろで盛んにバックアップしていることをいいこと

にして、と言え、そういうことになるかもしれない。そして全国に、一説には十カ所ともいわれる、二十カ所ともいわれる、そういうところをまたやろうとしておる。もうある地域なんかでは誘致運動が始まって、土地の買ひあさりと言つては言い過ぎかもしれないけれども、この土地にも知事が誘致運動しているから、土地は少し買つたほうがいいぞという動きがあつちこちには具体的なに出ている。具体的な地名はここでは言いません、あとで教えてもよろしい。そういうことをまた全国に散らばすだけの話だ。そうすると、私に言わせれば、筑波研究学園都市もそう。いまや工業開発ということに進出すると、公害という問題があつて住民の反対運動が起るものだから、学園とか文化とか言うて国民は抵抗がなくて、どんなものが来るかということを見さかぬに、これならいいということ誘致運動が始まる、それを利用して全国の土地のつり上げをはかっている。そんなことに文部省が乗つていくようなことはやめたほうがよろしい。

これは私の意見として管理局長に聞いておいてもらいたい。省内でもひとつ御検討いただきたい、こう思います。もう時間がありませんから、これは要望申し上げて私の質問を終わります。

○委員長(高田浩通君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時八分開会

○委員長(高田浩通君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、去る七月十三日及び十四日の二日間、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の審査のため、沖縄県に委員を派遣し、現地の

実情を調査いたしましたので、派遣委員より報告を聴取いたします。内藤君。

○内藤三郎君 沖縄委員派遣について、派遣委員を代表して御報告申し上げます。

片岡理事、西村、鈴木、宮崎、中村、岩間の各委員と私の七名は、七月十三日及び十四日の二日、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の審査に資するため、陸海空各自衛隊の沖縄配備の実情を視察するとともに、屋良沖繩県知事及び平良那覇市長とも懇談いたしました。

以下、視察先の各自衛隊の状況について、その概要を御報告申し上げます。

まず、陸上自衛隊は、臨時第一混成団準備本部及び普通科中隊二、施設中隊、飛行隊等からなる臨時第一混成群が那覇空港に隣接する那覇駐とんに配備されているほか、ホーク部隊である第六高射特科群の四高射中隊及びその他部隊が、コザ、勝連、知念、南与座、与座の各分とんに置かれ、七月一日から防空任務についております。

これら陸上自衛隊の部隊は、熊本西部方面総監部の隷下にあり、現在の派遣員数は千八百二十人となっておりますが、防衛二法案成立後は第一混成団となる予定になっているものであります。

同部隊における任務の特徴として、不発弾処理及び災害派遣がありますが、沖縄戦による不発弾はまだ相当数が残っているものと推定され、現在まで千五百九十発、二十二トンが回収され、六百八十発、十二トンが処理済みとなっております。

しかし、不発弾処理の問題につきましては、処理場である読谷処理場が米軍との共同使用である上、地元民との約束により五十ポンド以下の弾薬に限定される等使用上の制約があるため、他に処理場をさがす必要がある等、今後解決を要する問題となっております。

また、災害派遣のうち離島関係の急患輸送については、昨年十二月からの三自衛隊の実績九十三件のうち、五十四件が陸上自衛隊の行なったものであることとありました。

次に、海上自衛隊は、臨時沖繩基地派遣隊が勝連半島のホワイトビーチ地区に、臨時沖繩航空隊が那覇空港内にそれぞれ基地を置いており、隊員数も四百二十人となっております。

臨時沖繩基地派遣隊は、佐世保地方総監部の隷下にあり、ホワイトビーチ地区の返還区域約六万八千平方メートル内に昨年十二月完成の占用隊舎及び管理棟がありますが、掃海艇用の機橋及び支援給用の機橋は米軍管理のものを共同使用しております。

同派遣隊の装備としては、昨年十二月に佐世保から派遣された掃海艇二隻、輸送艇三隻ほか、支援船三隻が任務についております。

臨時沖繩航空隊は、海上自衛隊航空集団司令部の隷下にあり、昨年十二月派遣されたP2J対潜哨戒機六機をもって対潜訓練等の任務についていることとありました。

これら両部隊とも防衛二法案成立の場合は臨時の名称が取れ、沖繩基地隊及び沖繩航空隊となる予定になっておることとあります。

次に、航空自衛隊は、臨時第八十三航空隊、臨時那覇基地隊、臨時沖繩航空警戒管制隊、臨時高射訓練隊及び臨時那覇救難隊等の各部隊が那覇空港内の那覇基地に配備されているほか、ナイキの訓練隊が那覇、知念、恩納の三方所に、リーダーサイトが与座、久米島、宮古島、沖永良部島の四カ所にそれぞれ置かれ、七月一日自衛隊に引き継がれた那覇のADCC(防空管制所)とともに、本土と同様に防空任務を受け持っていることとありました。

那覇基地に配備されている航空自衛隊の航空機は、F104J戦闘機二十一機、F104DJ練習機二機、T33A練習機六機、その他救難機二機、救難ヘリコプター二機となっておりますが、このうち臨時第八十三航空隊のF104J戦闘機は本年一月一日より米軍からアラート体制(防空警戒待機体制)を引き継ぎ、一月以来のスクランブル回数は四回になることとありました。

これら航空自衛隊各部隊の総人員は二千六百人となっております。臨時那覇救難隊等を除く各部隊は、現在西部航空方面隊の隷下になっておりますが、防衛二法案成立の場合、これら部隊は、南西航空混成団に編成され、その場合、航空総隊の隷下に入る予定になっておることとあります。

なお、那覇空港は現在、航空自衛隊のほか、陸上、海上の自衛隊、米軍、民間機が共用しているため航空機の離発着回数は月約六千回にもなることと、安全対策上からも米軍のP3対潜哨戒機等の早期移転が望まれるものであります。

以上、各自衛隊の実情を視察するとともに、私も派遣団は、ヘリコプターに分乗し、沖繩全島の米軍基地及び自衛隊配備の状況を上空からつぶさに視察したのでありますが、米軍基地のすみやかな整理統合の必要性を痛感した次第であります。

最後に、沖縄県、那覇市においては、屋良知事及び平良市長を訪問、懇談いたしました。特に米軍基地の早期撤去及び自衛隊配備よりも民生安定面に重点を置きたい旨の要望がありました。

これら視察地における問題点等は、今後委員会における法案審査を通じて明らかにされることと存じますので省略させていただきます。

以上が視察の概要であります。視察先の各機関より提供を受けました関係資料等は当委員会調査室に保管されておりますので、必要あれば適宜そのほうでごらんいただきたく存じます。

以上御報告を終わります。

○岩間正男君 委員長のお許しを得て、ただいまの報告に対して少数意見を述べさせていただきます。

屋良知事は、沖縄の自衛隊の配備が本土並みでない現状を指摘し、自衛隊の強制配備に反対していました。

また、平良那覇市長も、自衛隊の沖縄配備に反対し、防衛二法を廃案にしてほしいと要望されました。

以上、少数意見としてつけ加えさせていただきます。

たいと思います。

○委員長(高田浩達君) これにて報告の聴取は終
わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○上田哲君 山中長官を迎えまして久しぶりの防
衛論議をすることになります。防衛庁では長官は
切り札だそうでありまして、ひとつ、きょうは大
いに議論を戦わしたいと思うのでありますが、包
帯づきの長官でありますから少し気がひるみま
すけれども、「遠慮なくやれ」と呼ぶ者あり)じっ
くりひとつやりたいと思います。

まず、お伺いをしたいのですが、この委員会周
辺で聞かえてまいります話の中では、いま議論を
されておりますいわゆる防衛二法案が、この二十
九日にホワイトハウスに出かける田中総理訪米の
ための絶対的な条件である、あえて言えば、これ
なくんば、この法案を通しておかなければ何のか
んばせあつてかアメリカに相まみえんと、こうい
う重大な至上命令とも言うべき政府の要請がこ
の法案にかけられているというふうに私たちは耳
にしておるのでありますが、その間の経過はいか
かなものでありましようか。

○国務大臣(山中貞則君) 先日もお断わり申し上
げましたけれども、初めに、まだ立つことができ
ませんので、腰かけたまま答弁する非礼をお許し
いただきます。

ただいまの総理訪米の予定に、この俗に防衛二
法と呼んでおります二つの法律案が可決成立され
ることがきわめて重要な前提であるという御推
測、あるいはそのような見解があるという点につ
いては、私も、ある事実については否定をいたし
ませんが、しかし、この法律はすでに過去二カ年
度にわたって成立をいたしておりません。まあそ
の意味では、私たちはたいへん国の基本的な姿勢
において困ったことであるという気持ちを持って
おりますが、これは党派の違いによって見解の相
違ふところであらうと思ひますけれども、この
防衛関係法の成立がなければ、総理の訪米にはき
わめて重大な支障があるということは、私はその

ように思ひません。というのは、その前にも、す
でにハワイ会談あるいはサンクレメンテ等におい
て、現田中総理もこの防衛二法不成立ということ
を前提に会談をしておるわけでありまして、ある
いは、さかのほれば佐藤総理の訪米において同
じことが言えたらうと思ひます。したがって、総
理とこの点を深く打ち合わせたわけではありませ
んが、訪米のためにぜひとも必要な、俗に言う手
みやげ的な法律であるというところはあり得ないも
のであつて、むしろ日本の国会自体の意思の御決
定を待つこと自身のみがこの問題に課せられた最
後の問題である、そういうふうに考えております。

○上田哲君 ことばの中で、ある側面ではそのよ
うな意味合いも否定し得ないが、というおことば
がありましたけれども、このある意味合いではと
いふのは、いまの御説明にもありましたように、
前総理のサンクレメンテその他の日米会談と、今
回の田中訪米に関する防衛二法とのからみ合いが
違ふのは、沖繩、いわゆる返還後の沖繩自衛隊配
備というものがこの防衛二法の大きな内容をなし
ているということだと思ひます。具体的には久
保・カーチス協定というものに盛り込まれてい
る取りきめというものが、七月一日の具体的な、し
かもかなり多量な沖繩への自衛隊、兵力配備とい
うことが明記されている。そういうことを考える
と、沖繩返還一周年をほぼ経過した今日の新しい
状態での総理訪米に、これが大きな意味合いを
持っているのだというふうに理解をしていいわけ
ですか。

○国務大臣(山中貞則君) それは全然違ふんであ
りまして、私が先ほど一部にはそういう意見があ
ることを否定しないと言つたのは、新聞の活字等
にもそういうことが書かれておることも知つて
おりますし、いま、あなたがそういう意見につ
いて、自分はそういうことを聞いておるがという
ことを前提にされましたので、そのことは私もそ
ういふ説の、あるいは見解のあることを承知いた
しております。こう申し上げたのであつて、中身

はそのとおり受け取つてもらつては困るわけで
あります。したがつて、沖繩のアメリカ軍が撤退
をした肩がわりの自衛隊の移駐ということにつ
いては、法律がお認め願ふなければ、典型的な例と
して南西航空混成団等のごとき名称の独立した指
揮系統を持った集団がそこに布陣できない、展開
できないということになるわけでありまして、あ
くまで、いまの臨時という形のままで、南西航
空混成団について言うならば、西部方面隊の指揮
を受けるという形にならざるを得ないというだけ
でありますから、その意味において、アメリカが
あらためてこのような状態では困ると言つて沖繩
の局地防衛に引き返してくるというよう
な事情が存在するものではない、こう思ひます。

○上田哲君 もし久保・カーチス協定を守らなけ
れば、あるいはこの防衛二法に盛り込まれている
沖繩配備が完成しなければ、アメリカがまた沖繩
に引き返してくるだらうというのには、私はたいへ
ん論理の飛躍だらうと思ひます。これはアメリカ
力ができないからこそ、沖繩返還ということにな
なり、また防衛負担の肩がわりということになつ
ているはずですから、そこは論理の飛躍だと思ひ
ます。それはそれとして、久保・カーチス協定
というのは、その意味ではどのような拘束力ある
いは双務上の義務を持つのか。

○国務大臣(山中貞則君) これは条約とか、いわ
ゆる協定と俗に言つておりますが、私たちの法律
上考へておる協定みたいな兩國を拘束するもので
はない、そのように思ひます。しかしながら、実
務上の、アメリカが日本の自衛隊の沖繩展開に
よつて撤収し得る局地防衛の範囲、そういうもの
について、逐次スケジュールを実務的に定めたも
のがいわゆる俗に言う久保・カーチスの取りきめ
である、そのように思ひます。したがつて、私ども
としては、沖繩返還後、初の自衛
隊の展開でありますから、これを国防会議にもか
けておりますし、しかし、全体計画ではありませ
んが、国防会議に第一回はかけて沖繩に配置する
ことをきめたわけでありまして、決して両

国政府を法的に、条約的に拘束しておるような内
容のものであるとは思ひません。

○上田哲君 これを協定と呼ぶか、取りきめと呼
ぶかつていうのは、当時もかなり議論がありまし
てね。これは字引きを引つぱつて、訳語の問題と
して、私はかなり無理をしている訳語としての取
りきめだと思ひます。それはさておくとしても、
あえて取りきめと日本の訳語を確定されているの
は、この久保・カーチス取りきめというものは、
日米間の国際上、法的な制約なり、義務なり、あ
るいは反対ベナルティというものを全く持たな
いものであるというふうに考えていいわけでは
ね。

○国務大臣(山中貞則君) これは、私が言つたの
は、これを今後久保・カーチス取りきめと呼ぶと
いうふうに政府の統一した表現をしたわけであ
りませんで、久保・カーチス協定ともいわれ、ある
いは取りきめとも呼ばれておるものである。協定
というのは、国会の承認を得なければならぬとい
う意味の国際法に準拠したものであるわけでは
ない。でありますから、これをそのまま実務取
きめどおりに、日時、兵員の数、そういうもので
展開を一応はスケジュールをきめておりますが、
その後行なわれました展開は、そのスピードある
いは数の配置のしかた等において変化があつたこ
とは御承知のとおりであります。幾分おくれた
り、少なくともたりいたしたことは、事実が明ら
かにしておるところであります。

○上田哲君 私がお伺ひしているのは、この取り
きめでも協定でもいいです。いまの長官の御説明
だと、協定と呼び、取りきめと呼ぶ違いは、国会
の承認を得るか得ないかということに分かれ目
があるようですけれども、あえて言うならば、そ
れは本来国会の承認を得なければならぬものの
を、承認を得ないことにするために、協定である
ものを取りきめと呼んだんだと私たちは理解して
おるわけです。まあそこは平行線をたどるであ
りまして、あえて議論をしないとしても、あ

えて国会にもかける必要がないと考える政府の見解としては、このことが久保・カーチス協定の完全履行といましようか、展開ができない場合にも、日本は対米的に何らのペナルティも負わないうい、法的な規制を受けることはないというふう

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりであります。

○上田哲君 そうしますと、万が一です、万が一この防衛二法が通らないという場合、その場合に、日本国政府はアメリカに対して何にも、まあ体面上のことはあるかもしれないけれども、他の一切の外交関係において瑕疵あるべき姿にはならないという一つ。また、田中総理は二十九日の訪米に際して、このことについて何ら執着するところがないと断言できるのですか。

○国務大臣(山中貞則君) その二点とも御主張とおりであります。

○上田哲君 くだいようですけれども、田中総理は、これを通過させてアメリカに行くというところ、これを通過し得ないでアメリカへ行くという場合と、外交上の立場はどのように変わるのでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 仮定の議論になるんですが、私どもは審議日数が残り少ないことは承知いたしておりますが、三年越しの懸案でありますし、たまたまたつたものを三年目にまとめた数もございいますから、これは艦艇就役、航空機就役等に伴ういわば人間の部品の必要な数を願ひしている部門がありますし、これはぜひ今国会で通していただきたいと思っております。したがって、通らなかつた場合を前提にして議論をされることについては、現時点においては少し私として答弁がしにくいわけですが、あくまでも仮定の問題として、かりに通らなかつたという場合でも、田中総理がアメリカに行かれるのに肩身の狭い思いをするようなことはあり得ない、そのように思います。

○上田哲君 御答弁しにくいテーマでありますけれども、まあそれは簡単に言えば、通らぬでも心配ないということになるわけでしょう。少なくとも私はここで議論をする、しほって言うなら、三年越し足し算になってきた、三年分トータルの問題と、あるいはそれはある意味では自衛隊の隊員の士気にかかわる問題などと言われるところ、それと沖縄配備の問題とはやっぱり違うと思ふんです。で、沖縄配備の問題については、やはり私は日本外交なり、あるいは田中政府の対米姿勢というもののの中に大きな関連があるのではないかと。内閣委員会周辺でも、与党側のうわさ話の中にも、これは総理の至上命令である、訪米についての絶対条件であるというふうに聞いたようにも思ふんです。で、その辺を具体的に明らかにしたところからでない、政治的位置づけについて議論ができないと思つたわけですが、長官の明快な御回答は、それは田中訪米とは何ら関係ない、国論を代表する国会の審議がこのことを是とし得ない状態になり得るならば、総理としてはそのことに對して、政府としてはそのことに對して、大いに意に介するところはないのであるというふうに理解をしたわけですから、それでよろしいですね。

○国務大臣(山中貞則君) あなたの立論の前提は、成立しなかつた場合のことを前提にしておられるんですが、私のほうは成立をさしてほしいと念願をしておりますので、今日のこの時点においては、この委員会において、願わくは賛否の立場はあつても御理解を賜つて、今国会ではぜひとも会期中にこの法律を成立させていただきたいとお願ひをいたしておる立場でありますので、したがって、仮定の論争はこの程度にしたいと思ひます。

○上田哲君 熱望はわかりましたけれども、はっきり確認をしておきたいのは、田中訪米の前提としてこの議論がなされているのではないということとを私は政府側の答弁としては確認できたと思ひます。その立場で議論を進めたいと思ひます。さて、そのことを前提とするとして、私は二つ

の問題が出てくると思ひます。一つは、やはり政府のただいまの御答弁にもかかわらず、やはり久保・カーチス協定というものは、あるいは政府のこころばをかりるならば久保・カーチス取りきめといふものは、単に日本政府あるいは田中内閣の対米姿勢、対米方針という問題のメンツなどという

ことではないに、もっと深く、たとえばアメリカ政府そのもののニクソン・ドクトリンなり、トール・フォース・コンセプトなり、また安保ワグ組み論をとる日本の外交のあり方なり、日本の防衛構想なりといふものの中で、きわめて不可欠な深い関連を持つていふものだと、そのような説明がなければ、訪米問題というささたる一行事とは別に、今日の十年年、あるいは二十年に近い防衛庁当局の考え方というものはなほだ場当たりというところにならざるを得ません。したがって、この久保・カーチス取りきめなるものがそういう深いアジア情勢に對する日本政府の考え方というものを反映して結ばれたといふものであれば、私はこれが結ばれないなどという状況になると、これはやはり、いわゆる安保ワグ組み論であるなり、あるいは日米安保体制論なり、あるいは日本のアジア安全保障構想なり、などなどと呼ぶべきものの中に大きな変化が生まれてこざるを得ないと思ふんです。これは変化があり得ないものかということ

○国務大臣(山中貞則君) この久保・カーチス取りきめは、御承知のように、沖縄返還といふものを進めるにあつて、それだけ外交上、あるいは日本の内政上、あるいはアメリカのまた沖縄における権益の問題、いろいろと数多くの問題を外務省当局が交渉したわけでありました。その中で、アメリカとしては、アメリカ側から考へては、沖縄の極東戦略の拠点としての機能の大幅な減退といふことについては、相当激つたであらうことは、かたくなありませんが、しかし、そうでなくつても、そうであつたとしても、復歸したことによつて、事前協議あるいは核の三原則、こいういふものという日本側のきちんとした国是といふものに從

うといふことになるわけでありまして、アメリカの表現をかりるならば、自由性、弾力性がきわめて失われるといふことはあつたと思ひます。しかし、それにもかかわらず、局地防衛については、日本本土と同じように日本側のほうでやれるかといふことの具体的な話し合ひを、それは当然日本の国土の一果として返つた以上は日本側の手で、いわゆる俗に言う専守防衛であり、憲法その他の制約のものと国際紛争解決の手段とせざる戦力、防衛戦力としての展開は自分たちでやるという取りきめをすることが、ある意味においては沖縄返還の、アメリカが見ておる角度からの、アメリカが引いていったあとの彼らの残つておる権益といふものをこれでだいじょうぶである、軍事上さういふふうな考へる判断のよすがになつたであらうことは想像するにたかたかと思ふんです。したがって、実務取りきめとしての当事者の防衛局長とカーチス、当時の中將といふものの間に、おきナイキ、ホーク、あるいはそれらの防空管制機能なり、さういふものについての取りきめが一応事務的にかわされてゐる。このことは、私たちがしては、その当時の返還の――私も若干のタッチをしておりましたから、環境として当然さういふな話し合ひが行なわれていたであらうし、またそのことが、ある意味において、アメリカが思ひ切つて沖縄から事実上一万人ほど兵も引いておりましたから、さういふことになつていったものと考へておるわけでありました。

○上田哲君 そうなると、ここで自衛隊の沖縄配備といふものの任務、使命、目的といふものがより明確にされなければならぬと思ふんです。長官の御説明の中では、沖縄の局地防衛だといふことをおっしゃる。しかし、このことがたいへん無理な説明であるのは、たとへ、それが局地防衛であるにしても、日本本土と比べて比較にならない密度――単位当たり面積の自衛隊員の数なり、あるいは装備のパラセンテージなり、どういふ比較をとつてもいいわけですが、この密度とい

うものは、明らかに最小限沖縄というところが、他の日本の国土のいかなる場所よりも特殊な条件のもとにある、もしそのことを使ひなら、局地防衛としてもスペシャルな局地防衛を目的としていふところであるといふことは、これは否定せざるを得ないわけだ。だから、たとえば北海道のある部分の、たとえば東北地方のある部分の局地防衛というふうな意味とは全くレベルの違う特殊な説明をそこに付与しなければ、やはりこれだけの大部隊を沖縄に投入するといふことは、沖縄の局地防衛といふことでは説明がつかないと思うのです。

○国務大臣(山中貞則君) これは、おっしゃるとおり、私は二つに分けて解釈すべきだと思うのです、二つの角度から。一つは、やはり日本本土に返った沖縄県というものが非常に緯度の長い地点を示しておる島々でありまして、沖縄県民の感情はよくわかりますが、一応自衛隊の全くの展開なしでは済まされたいだろう、その点の一つであります。その点だけで言うならば、いまおっしゃったように、それならば本土の辺境といつても、北海道その他と比べてみて密度が濃過ぎるのではないかという問題が次に提起されると思いますが、これについては、やはり私たちは、肩がわりといふことは、ある意味においてはよくないという意味に使われると思うのです。しかし、もし日本人自身が局地防衛の任を空海等についてやらなかったならば、アメリカはやはり極めて重要な基地機能のみをさらしておくことには忍びない姿勢をとったと思うのですが、そうすると、やっぱりアメリカはそのナイキ、ホーク等の基地等を含めて撤収しなかつたであらう。そういう日本がみずからの能力の限界内において、日本の憲法の定める制約下において局地防衛に任じよう、したがって、核弾頭等も装着できざるものに変えらるというふうなことも了承の上で、あえて局地防衛という形で日本側が肩がわりすることによって、アメリカ側の返還に伴う最終的な軍事的な価値からの、角度からの決断といふものが最後に得

られたものであると、そういうふうに二つの理由があると考へます。したがって、正常な状態で沖縄には自衛隊を配置する必要があるのかないのかという議論は、別途存在することを私も考へて承知しております。

○上田哲君 なお私は足りないと思ふのは、たとえば密度の問題、それを長官は地理的環境といふようなことを一つ例にとられましたけれども、自衛隊の受け持っているたては装備、あるいは展開している態様、そういう状況から考へると、この沖縄における自衛隊の配備態様といふのは明らかに他の日本国土の地区とは違ふわけだ。つまり局地防衛といふことをいかに使おうとしても、自衛隊のみをもつてあり得ない局地防衛、自衛隊のみでは果たされない編成という形になっているわけだ。そういう状況を考へてみても、これは明らかに、単なる局地防衛論といふことでは説明がつかないといふことが一つ出てくるのです。もう一つの問題は、いまの中にも明らかのように、アメリカ軍との関係、関連といふものが分かちがたく大きなベースになっているといふことだと思ひます。もつと端的な言い方をすれば、アメリカ軍は沖縄からその主力部隊を撤退はしていないと、これは確かに総務長官時代の山中大臣の努力などもありまして、施政権といふものが返つてきたといふことは、事実問題としてそれは私たちは評価するところです。しかし、われわれが大きな議論の分かれ目としたのは、その施政権の及ばない軍事基地といふものが、俗に言うところの、基地の中に沖縄があるといふような形で今日も大きく蟠踞している。これはやっぱりわれわれにとつて望ましいところではないのは今日も憂われないわけだ、そのパーセンテージは八三%を下つていないわけでありまして、その広さ、あるいはその軍隊の実力、そうした現状からいって、このやはりキーストーン・オブ・ザ・パシフィックの沖縄と、アメリカの沖縄と、それと組み合わされる日本自衛隊の大量の配備といふものの関係が、やはり二点目としてきちつと整理を

されなければならぬと思ひます。これはどういふ関係にあるのかといふことを、長官らしくひとつつきりと突つ込んで説明をお願いをしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 率直に見まして、アメリカは極東戦略の拠点と沖縄だといふことは、施政権のもとに自由に使用できる基地としての沖縄の価値を非常に強く認識していたと思ふんです。しかし、そのことは復讐と同時に、日本本土の制約された状態に沖縄におけるアメリカの軍隊も置かれざるを得ないわけでありまして、このことは向こうも了承しております、そうせざるを得ない。そうすると、じゃ基地機能といふものをアメリカの戦略から考へて、極東戦略から考へて、完全に沖縄から撤収できるか、後方のテナンその他において沖縄基地にかわり得べきものが完全に展開されたといふような状態で準備が進んでおりましたならば、あるいは私たちが最も望んでいた姿で沖縄が軍事的な姿でも返つたかもしれないと思ひますが、私の承知している範囲では、アメリカはまだ後方展開といふものを完成していません。したがって、まだ沖縄に対して、アメリカの極東戦略からする沖縄を見詰める目といふものは非常に大きな弾力性を失つた、制約された姿であつても、彼らとしては捨てがたい価値を持つています。これはフリーピンにおいてもなかなか代替しにくい、あるいは韓国に移すことも、きわめて接近する距離の問題からいって置きにくいといふような環境等もあるものでありまして、そういう中で、どうしても政治上の至上命題として両国の責任者が沖縄を本来の日本の姿に返すのだという合意をなされたといふことによつて、アメリカとしては、その基地機能といふものを減退はして、やはり維持したい、最大限維持したいといふ念願を戦略上持つていふことは間違いないと思ひます。したがって、その意味において、その戦略基地としての沖縄といふものを日本が局地防衛を全くやらぬ、裸にしておくといった場合には、おそらくアメリカは、ただいま私どもの陸海空、

ことに海空が中心に行つております局地の防空あるいは領海警戒、こういうもの等はみずからの手でやはり依然として行なつたであらうといふことは想像できると思ひます。その意味において、私はまず日本人同士で、いろいろ戦争中のこともありますがからオーバラップしておきまして、旧軍といふもののイメージが抜きがたい沖縄でありまして、たいへんつらいことでもありますけれども、しかし、アメリカ人より日本人同士のほうが私はいふと率直に思ひます。そういう意味において、本来沖縄の局地防衛に必要であると最低限思われる数より若干の——私はその意味において、アメリカとの交渉の中において私どもが、沖縄県民のすべては許容しないところでありまして、うけれども、しかもその許容でき得る限度を若干越えておる配置がなされておる姿になつてしまつた、こういうことは認めざるを得ないと思ひます。

○上田哲君 そうしますと、アメリカは今日もお、つまりニクソン・ドクトリン下において、具体的な軍事戦略であるトータル・フォース・コンセプトの重要な支点としての沖縄を、従前どおりアジアのかなめ石として、太平洋のかなめ石として確保しようといふことが変わつていないと、そしてその意味では、もし日本が、日本自衛隊がそこに局地防衛という名称での参加をしないとなれば、その場合にはアメリカはやはりその分だけでも撤退することなく従前どおりの体制を維持せざるを得ない状態が続いているであらうと、こういうことですね。

○国務大臣(山中貞則君) 私の言つてゐるのは、最近出てまいりました総合戦力構想といふものでアメリカが居すわつたであらうといふ意味ではありません。アメリカが沖縄列島といふもののキーストーンとしての価値は、依然として彼らはそれを捨てようとしていないといふことを申し上げたわけでありまして。しかし、日本に返した以上は、憲法の制約並びに日本国との安保条約、地位協定あるいは西国首脳声明等による事前協議、こう

いろいろの等がありますから各種の制約を受ける、弾力性をや失った基地になる。B52の一つをとってみても、きわめて復讐後はむずかしい環境にある。こういうことを考える場合に、沖縄の価値というものは大幅に戦略的には低下したかもしれない、アメリカから見てもですね。しかし、彼らはその低下した戦力であつても、やはりその価値は維持し続けたいと願っているであらう。その際に、局地防衛は全部日本は肩がわりせずに、裸にしてアメリカが引き揚げていったらどうかという点について、そうはいかなかつたであらうということをお願いしているわけであります。

○上田哲君 大体わかりました。私が意見が違ふのは、トータル・フォース・コンセプトのち外にあるはずがないと、こういう常識の問題が一つと、それから実体的に言つて、また戦略的に言つて沖縄に配備するべき日本自衛隊というのは、純一無雑に戦路部隊としてのアメリカ軍の防衛隊である、私はまあそういうふうに見ております。そのために施政権の返還というものは、事実私はおとしの秋のアメリカ上院外交委員会の沖縄聴聞会に出席をして傍聴いたしましたから、そこでのロジャーズその他の高官の質疑答弁などをこの耳で聞いた立場からいっても、明らかにやはりアメリカの関心の中心は沖縄の軍事的性格にあったと、こういう理解を今日も失っておりません。むしろ強化しております。そういう立場で日本の自衛隊が、そういう位置づけの中で沖縄に配備されるのだというふうに見ているわけです。長官、どうお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) それを全面的に私は承認しておるわけではないので、アメリカ側から見ると、そういう復帰に伴ういろいろの取りきめや話し合いの最中のかげ引きがあつたらう、したがって、われわれとしては、二つの面を持つてゐるものであつて、一つは、日本列島の中に数多い島の、長い緯度に、深い緯度にわたつて展開する南の国境を接する県が返つてきたのであるから、ここに自衛隊は全然配備しないということは、基本的な

たてまえから——沖縄県民の感情論は別にして、国としてはとり得ないところである、その意味が第一点。

さらに第二点は、アメリカが、このような自衛隊がみずから日本の国土、民族というものを守る姿勢の範囲の中において、憲法の制約下であつても、展開することにより、アメリカとしては彼らの失われた、弾力性の少なくなつた基地機能であつてもなお保持できるという、軍の最終的な国務省に対する意見の表明というふうなもので最終的な沖縄返還ということにこぎつたものであらうと、そういうふうに見上げてゐるわけであり

○上田哲君 アメリカ国内の政治的なかけ引きはいろいろあつたと思ひます。沖縄の軍事的価値、あるいはアメリカにおける沖縄の軍事的認識、あるいはペンタゴンの言つてもいいですが、そういうものからすると、私はそういうふうなふうに思ふのです。これは長官も、そうだと手をとたたくわけにはいかぬかもしれませぬけれども、それを全面的に否定はされ得ないであらうと思ひますね。その千歩でも百歩でも譲つて、ぜひひとつ性格づけをはつきりさせるために石を投げてみたいのは、防衛庁としては、あるいは日本政府としては、沖縄に配備する七千人の自衛官が、あるいはその装備が、日本のナショナルリズムの上に立つた局地防衛のためだということを百万べん言われても、それはそれでその立場でありましよう。そのことがどのように正しかろうと、また受け取られよう、それはやっぱり結果的に、実体的に、そこにやはり中心勢力として存在をしようするアメリカ軍の付属物と言つたらコンセンサスは得られないかもしれないが、連帯物である、その連帯なしに機能をし得ない部隊であるということまでは、これはまあ事実問題として承認されなければならぬと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) そのところは、やはり日本は日本として、独立国として、安保条約の締結下にあるアメリカの軍隊との間の、本土と同

じやうな、ある意味の連携なり相談なりはあります。かといつて、沖縄においては、アメリカの極東戦略の拠点としての彼らの戦略上から見た立場においてその指揮系統の中に入ると、あるいはまた引き継いだアラートなり、スクランブルをかける際等において、アメリカ側の命令とか、あるいは依頼とか、あるいはアメリカ側の許可を得るとかというふうなことは全くありませんで、これはやはり本土と同じような状態で行なつておる。そのことがアメリカ自身が彼らの考へておる重要な拠点基地というものを、局地防衛という形を全部はずしてしまつて出ていつても、まあまあ何とか制約下ではあつてもやつていけるであらうという判断をしたのではなからうかと思つておりますから、現地に展開されております日本の自衛隊といふものが、アメリカの行動と連動してもおきませんし、また、もちろんその指揮系統下にあるわけでもない。全く独立した日本自身の判断による行動をやつておるといふことであります。

○上田哲君 指揮系統がどうなつてゐるとか、連動してゐるとかという話になると、それはむしろいいでしやう。しかし、具体的な問題として、それまでアメリカのやつていた一つの部隊がそこに存在をするためには絶対必要な部分である防衛任務といふもの、その部分だけそっくり引き継いでいるという日本自衛隊の展開といふものは、その本体と自衛隊との関係において連携体制の中にならうといふことは、これは当然ないわけですね。私はそのことをまず言つてゐるわけです。

○国務大臣(山中貞則君) それは、引き継いだ場所については、日本の自衛隊でありますから、かつてアメリカの兵隊たちがおつた場所に、核弾頭を装着できないナイキ、ホークであつても、似たような形をしたものを持つておるわけでありまして、ある意味においてはそういうふうに見られなくてもしかたのない面も外観的にあるかもしれませんけれども、しかし、日本の自衛隊でありますから、あくまでも日本の自衛隊としての本来の任務を越えて、本土にないようなアメリカとの何らか

の関係のある行動が軍事的にとられておるといふことは、沖縄においてもないといふことを言つてゐるわけです。

○上田哲君 言ひ方を交えましよう。日本の自衛隊がなかったら、アメリカは丸裸になるわけですね、沖縄で。

○国務大臣(山中貞則君) そうなつてくれたかどうかは、これは返還交渉の幾多の紆余曲折を経た中の話でありますから、おそらく日本は沖縄について自衛隊を派遣することはできないという返事をした場合において、アメリカは、ナイキ、ホークの基地、あるいは航空警戒管制システム等について日本側にゆだねられないといふことになつた場合、おそらく撤収をしないであらうといふことは想像するにたかたかと思ひます。

○上田哲君 そのところはそういう形で認められるわけ、これは物理的にそうです。そういう連携体制といふものを、それぞれの立場で、いろいろ説明のしかたは持ち合はねばならないであらう。そこで、日本側とすれば、沖縄の局地防衛の任に当たつてゐるんだといふことであつても、そのこととこのことを議論はいたしません。いづれにせよ、しかし、そこに連携体制といふものがないなんといふ議論にならないわけですね。でも、その連携体制の実体といふのは何であるのかといふことをさらに突つ込んでいくならば、これはやっぱりたいへん双務的であると、こういう関係はやっぱりしつかりあるであらう。つまり私が言ひたいのは、久保・カーチス協定といふのは、やはりそういう意味で、日本列島の中で非常にティビカルな形で一つあらわれた、あるいは特殊な形と言つてもかまいませんけれども、日米両軍といふのか、米軍と自衛隊との間で非常にひな形的な形の一つとしてあらわれた——そのことばにこだわらせませんが、非常に双務的な関係、取りきめである、というふうなことを考へたいわけですね。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、アメリカが沖縄県を日本の一県として日本に返そうという政治的な最高首脳間の取りきめがあつた際に、いろいろ

と軍の内部において議論があつたことも知つておられますし、またその際に、しかし、それは至上命題であつて、これ以上基地機能に固執をして、占領政治に準ずるような政治を、異民族支配を続けることのメリット、デメリットと、あるいは日本に返して、そして基地機能が減殺されても、ある程度、これから基地の不必要な分は返還していくにしても、ある程度の彼らは拠点基地を持とうとするのでありましょう。そこからのことから考へて、返還をして日米両国の友好というものを深めた後に、減殺されたものであつても基地をなお維持できる体制がいいのか、あるいは基地機能に固執をして、日本国民の願望であり、沖縄県民の悲願である祖国復帰というものをいつまでも妨げられるかという取捨選択の議論が行なわれたことは想像にかたくないところでありました。その意味において、やはり政治的な日米友好、これ以上沖縄県民を四半世紀以上の異民族支配にゆだねることを想像すれば、おそらく、これ以上長くなれば基地機能の維持すら困難になる状態が、コザ事件に例をとるまでもなく、頻発していくであらうという想像もしたものでありましょう。そういうことから、アメリカ側としては、やはり返還すべきであるというところに踏み切つたのであつて、その意味において、本土のいま集約化されつつある関東計画等に見られるような、基地を維持するために、日本の自衛隊が横田のためにどこが必要であるというような存在はあまり言われたいわけでありまして、沖繩においては、まず沖繩を返還することに於いての軍と国防省と関係との関係において、いま言つたように、一つの双務性と言われますか、ある意味では、本土に比べて、アメリカの上院等で言われている安保条約の片務性という意味からいへば、ある意味では、局地防衛を日本がしてくれることによって、アメリカが撤収できた上に、減退したといつても基地機能のある程度が維持できるといふことにおいて、本土よりも若干の双務性に近いものが返還時の取りきめにおいて行なわれて展開をされた。しかし、だから

らといつて、日本の自衛隊が、全くの双務的に局地防衛もすべてアメリカと相談の上でやっておるという現実にはないといふことを申し上げたわけですが。

○上田哲君 大体いいでしょう。もう少し整理して申し上げると、私が双務性と申し上げるのは、長官が言われるように、自衛隊が沖繩の局地防衛をやるのに一々アメリカ軍の指揮を得ているといふことではないと、そのところを私は議論しようとは思いません。非常に押し詰めた形で整理すると、日本の自衛隊が沖繩の局地防衛を断固として、独自性を持ってやるということであるとして、しかし、先ほど言われた地理的な条件その他を考へて、沖繩の局地防衛なるものは、一方にアメリカ軍基地の存在、軍事機能の存在というものを度外視しては考えられないという立場に、シチュエーションにあるだろう。また、アメリカ軍は、それがどのような布石をするかしないかというところで、いま議論はしませんけれども、アメリカ軍の軍機能、それが目的とするところの軍機能を果たすために、日本の自衛隊の存在は不可欠なものであると、そういう双務性が存在して存在をしようといふと、こういうことまでは間違いないものとしての双務性ですね、そういうものだと私は思うんです。

○国務大臣(山中貞則君) これは、日本に沖繩を返還するかどうかという最終的な決断をする際に、政治的な、日米友好のために返すべきであるという、そういう最高首脳間の決定というものと、軍が私にはある意味では不承不承だつたと思ひますよ、そういう意味において、やはり日本の制約された本土並みの状態の中にしか基地は保持できなくなる、そのことを最後にばがまんしたんだと思ひます。その意味において、やはり本土より以上の沖繩の価値といふものを極東戦略においてアメリカは見ているわけでありまして、それが素樸な状態にならないという保証は、私たちが、沖繩も日本の一県だから、自

衛隊を配備しなければならぬんだといふだけのことならば、正直に言つて、いまのような規模の局地防衛の力といつても、それだけの展開は必要なかったのではないかと気がしますが、しかし、それはそれがあつて返還といふことが実現をしたんだといふことでセットされておりますので、その意味において、現時点においては、復帰後においてはそういう形ではあつたけれども、アメリカとの間の現時点における軍事行動の双務性といふことを言つておるわけですが。

どうぞ上田さん、すわつたままで……。○上田哲君 いや、まあいいです、迫力が出ませんから。どうもやっぱり相手がすわつていゝとタイミングがとれぬですな。どこで終わるかかわからぬです、相手の発言は。どうもその蘭軍がぱつといきませんけれども、詰め込んでいきましよう。そこで、双務性といふことはいいんですが、まあそれは大体お認めいただいた力学関係といふか、位置関係といふのか、それはやっぱりもうこれまでの議論の中で何へんもお認めいただいたように、沖繩を除く日本本土とはレベルがやっぱり違ふといふことにはなると思ひますね。

○国務大臣(山中貞則君) これはもう基地の、アメリカの大体持つておる基地の密度、これから言つても、沖繩県全体に占めるパーセンテージ、あるいは集中している沖繩本島のパーセンテージ、二〇%をこえるわけでありまして、このような状態が本土のどこにも存在しないことは、雄弁に——これはだれも抗弁し得ないところでありまして。したがつて、沖繩におけるいわゆる軍事的な展開という意味において、返還のために肩がわりを、進んで日本が、日本人の手で守るところはやるから歸つてくれと言つた場合であつても、沖繩における、これはやはり返された、返還——共同使用に関する基地でありますから、したがつて、本来、国有地でも何でも、ほとんどが沖繩県民の私有地であるところに自衛隊がいるという姿一つをとつてみても、本土とは大いに異なる

点があります。したがつて、今後、これらの点は長期的な展望から、沖繩の基地縮小という意味とからめながら、自衛隊の沖繩の展開の姿も今後私はやはり考へていくべきものが存在し、また残つてゐる、そう思つておるんです。

○上田哲君 まあ、長官の御発言の中に混在するのは、沖繩返還に当たられた直接の当事者であられたと。しかも、それは軍事面のほうでないサイドでやられたわけですから、そこをどうしてもミックスされるし、まあミックスされているのはあたりまえだと思ひますよ、沖繩返還なるものの交渉は。しかし、ここで議論するのは、それとの振りがわりにおいてという部分ではなくて、純軍事的な問題としての評価なんです。そのことで言つと、やっぱり私は純軍事的な立場において、沖繩における自衛隊配備といふものと、その自衛隊配備が抜きがたく、分ちがたく持つてゐるアメリカ側とのその双務性というよりなもの、これはもう明らかに日本の国土の他のいかなる部分よりも全く違ふのだといふことを先ほど申し上げてゐるわけですね。そういうことからしますと、そのところをはつきり明確化した久保・カーチス協定といふものは、これはやっぱり長官が言われる、できることなら、施政権を返した、沖繩の人たちを大切にしたい、われわれの国土を全く差別なく引き揚げていきたいというよりな立場からの米軍基地の縮小だとか、自衛隊配備のそのためのまた違つた態様の変化とかといふことではないかぬのではないかと。こゝが懸念してお許しを願うが、やっぱりそういう展望からでは沖繩問題は軍事的には解決されないのじゃないか。そのところを、私は、たいへんきびしいようですけれども、いま長官が言われる、沖繩を愛する、沖繩を大切にしよう、そういう立場からの見方ではなくて、やっぱり明らかに——連動であるか連動であるか、何であるか、そのこととはのところはいです、分ちがたく存在をしてゐる双務性が一段他よりも高い、あるいは抜きん出て高い沖繩の軍事基地態様あるいは軍事配備態様、そういうも

ののものであるペンタゴンなりアメリカ政府の防衛政策、軍事政策、こういふものから発している沖縄の軍事条件ですね、これは私はしばらく変わらうやうがないのではないかと、こういふ立場をとることのほうが正しいと思うんですよ、見方としては、正しいということばは間違いかもしれませんが、日本の見方として正しいかどうかというところが、長官のいまの御発言は、そうでないある種の樂觀説というふうな受け取るんですが、そうなければけっこうなことですが、そこはどうかでしう。

○國務大臣(山中貞則君) アメリカの極東戦略としての沖縄というものは、やっぱり世界情勢、あるいはアメリカ・ソ連、アメリカ・中共、こういうものの交流あるいは話し合いの過程においてやっぱり変化していくことはやむを得ない、あるいは変化していくべきだと思ふんです。武装だけは完全にしながら、そして時代は平和が来たとき握手をするのもおかしい話で、かといって、また警戒心を完全に解いておるか。米ソは核不戦協定を結んだ、しかしソ中はどうだ、あるいは米中は今後どうするんだというふうなことはまだ大きな未知数の分野として残っておるわけです。大勢は、しかし、非常に私たちの望む恒久平和の方向に進みつつあるであらう。このことは、私たちはそういうふうに見ても差しつかえないんじゃないかと思ふんですが、その際において、沖縄の極東におけるアメリカから見た戦略的に占める価値というものも変化していく。テナンの軍事基地の建設の話をやっとさつきしましたが、詳報を得ておりませんが、沖縄の基地に代替し得るほどの機能を持つようなものは現在のところないようである。しかし、いずれにしろ、沖縄よりか後方にアメリカが展開をしていく日が来るであらうことは、私は大体想像できると思ふんです。しかし、それまでの間、アメリカはやはり現在の制約された機能を持ち続けようとする努力をするであらうし、その意味においては、しばらくは現在の

状態が続くであらう。私もそう思います。

○上田哲君 そこは私ばかりきびしいと思ふんです。そこで、そのきびしさをひとつ押えていくと、やっぱり久保・カーチス協定に戻りますけれども、久保・カーチスという名前であらわされている、呼び方にあらわされている日米協定といいますが、合意ですね、この軍事的合意の線といふのはかなりきびしい今度は義務性を双方に与えていると。さっきの双務性から言いますとかなり強い義務性を与えていると私は思ふんです。だから、さっきは、田中訪米に対して決定的な要素ではないと。仮定の問題だから責任は負えぬであらうけれども、たとえ、これが万が一だめになったとしても、それが大きく足をすくうことになるんじゃないという、まあ強気の御発言がありましたし、これが通らなかつたらアメリカに行かぬということはないでしうけれども、しかし、それにしても、これは当然に、このような路線の上に立っている田中政府が、ニクソン大統領と話をする場合に、今時点において、七月一日というタイムリミットを越えている段階において、これはどうしてか沖縄配備というものが不可欠な——おみやげといふことは当然にないであらうけれども、手に持っていないかなきやらないものだといふふうに私は考えざるを得ないと思ふんですね。長官、そのところを、そんなことを気にしないでいいのだと。通してもらいたいという熱意は別ですよ。これはやっぱりどうしてもそういうつながらりの中じゃなければ考へてはならぬのだということになるんじゃないやありませんか。

○國務大臣(山中貞則君) 先ほどちょっと私、中共といふことは使ったことを訂正します。中華人民共和国と直していただきます。それは、あなたの立場からは、ぜひとも田中さんのおみやげでポストンバックに詰めてあげなければならぬのだと私が答弁すると、それはたいへん快哉を叫ばれるでしうけれども、かといって、アメリカのロジャーズ長官がいま日本に来ていすけれども、返還当時P3が那覇空港から撤去し

ているはずであつたのが、いまだにいます。これを何とか早くしろといふことをいませつておるわけですね、それでもつて日本に來れないかといへば、やっぱりしゃあしあとして来ておるわけでありまして、そう田中総理も防衛二法をひきつけてアメリカにという、そういうウエートの高いものではない。ましてや、久保・カーチス協定というものが兩國を完全に拘束して、それがないと、何のいふせであつてアメリカに行けるものかといふようなものではない。私はこれはそう思ふんです。

○上田哲君 田中総理は、簡単に言へば、しゃあしゃあとしてアメリカへ行くであらうと、こういうような話。まあ気を軽くして、ひとつ本法案は廃案にさしていただく、田中さんがどうしゃあしゃあとして行くかといふのを見たいものだといふ気持ちを表明したいんですが……

冗談を別にしても、長官、それほど問題ないと言ふなら、ロジャーズが日本についてあまり気にしないといふのは、これは違ひますよ。ワシントンで私も調査したことがありますが、沖繩というところは知っているのが、あのワシントンDC地区の中の——どの国でも一番の知りだといわれるタクシの運転手さん、アメリカ人がタクシの運転手というのには学生のアルバイトが多いんですから、知識階級です。十人に一人、沖繩といふことは知らない、沖繩返還協定が議論されているときに、その国の國務長官がP3ぐらい気にしないで来たって、別にしゃあしあといふことはないんですけれども、水の流れをさかのぼって向こうへ出かける田中総理がしゃあしあといふ行けるものかどうかと私はやっぱり思ひますね。これは同一の断ではないと思ひます。しかし、それほどであるなら、これは長官、何で臨時という名前をあんたにつけながら、まだこの国会で、会期はどんなに詰まっているか、日にちが足りないか、見通しはどうかは別に、今日ただいま、野党質問がきょう始まつたばかり、最後の政府のユースの長官と私もいま大いにはこを交

えてひとつやろうじゃないかと思つて一番目が始まつたばかりのときに、すでに本委員会なり、衆議院の内閣委員会が行つてみたら、全部事実上の配備が終わつてゐる。なぜそういうことをなさるのか。私は、やっぱりこれは裏返しで、どうしたって、まあ国会は通つていないけれども、事実上はちゃんとアメリカさんのおつしやるとおり、ペンタゴンの御意向に沿わないことがないようにしてまいりましたといふことを見せなければならぬといふことがあるであらうと思ふんです。これは御答弁がしにくいかもしれませんが、私も、私はやっぱりこの形はまずかろうと思ふんです。

○國務大臣(山中貞則君) アメリカにそういうふうな城下の誓いを結んでやっているわけではないのであつて、沖繩を返還しなすし、それにいつては局地防衛について日本側がどのような時期に、どのような展開が可能ですかといふような実務者同士の話し合いがあつて、それがまとまつて久保・カーチス取りきめになった。したがつて、それがやっぱりまとまつた以上は、日本側もそれを最大限に尊重しなければならぬ道徳的な問題として、条約上の拘束はないにしても、やはり日本側としてはやらなければならぬ。返還はさしてしまつた、そしてあとは約束は約束のごとく破るといふことは、やはりこれは実務者同士の協定であつても、取りきめであつても、これは国を代表してやはり専門家としてやつたわけでありまして、それは否定し得ないところでありまして、から、したがつて、国会のお許しを得なければ名のないような編成なり指揮系統なりといふようなものは、国会の御審議を仰ぐために、防衛二法の中におとしからお願ひをしてやつておるといふことが何よりの証明でありまして、それがお許しを得られなければ、やはり現在の状態で臨時という名前をつけたらなどして、指揮系統もやや不便でありますけれども、そのままでいかざるを得ないということになるわけでありまして。

○上田哲君 それはやっぱり山中長官としては苦しい答弁だと思ふんです。長官は、おれがなつたときにはそうなつてたのだということを言つたはうが、もつとすなわちと思ふんです。これはやっぱり、いま国際法上の義務はなくても、道義的にとおつしたけれども、国際法上であるかどうかからぬけれども、日米関係上の大きな私のおもひはあつたと思ふのですが、それではなくても、道義的にとおつしたるなら、道義のレベルをはるかに越えた国会に対する立場というものは、一体どうなるのかということがあります。

あえて法的に言うなら、これは事務局当局に伺いたいけれども、一体部隊の配備というものは、自衛隊法に基づいて付表の中でどこから先は国会を通さなければならぬ、どこから下ならばいいかという基準はしっかりしていると思ふんです。その解釈を事務局当局から聞かしてください。

○政府委員(久保保也君) 現在の隊法の中では、師団あるいは航空団、方面隊その他法律事項というものが列記されております。そこで、自衛隊法の中に書いてないものについては、隊法の二十三条で政令にゆだねられております。そしてまた政令の中で団その他の部隊について特別に名前をあげていふものもあります。単純に部隊の単位、たとえば団でありますとか、群でありますとか、そういうものをあげておるにすぎないものもあります。そこで、政令の中で三十二条が、さらに政令で書かれてないものについては防衛庁長官に委任をするという規定になっております。そこで、法律及び政令に書かれてない部隊につきましては、これは長官の権限として編成をすることができ、こゝろ基準になつております。

○上田哲君 そういふ基準からすると、南西航空混成団はこれは明らかに法律違反じゃないですか。こんな大きなずうたいは、この法律の穴を通して、臨時という名前をつけて向こうへ送り込んだ。穴を抜けた向こうじゃまた大きなからだになる。これは漫画の世界にはあるかもしれないけれども、国会を目の前にして、長官のおことばによれば、三年にわたつてそのことを国会にお願いしているのだとおつしたるが、国会でお願いするのは何べんお願いされてもけつこうだけれども、国会はこれを許諾するかどうかというところに国会の機能がある。とすれば、これはばらばら事件です。明らかに法律違反ではありませんか、こんなものは。これを、法律を何とかして、歪曲して、ばらばら事件にして、頭と胴体を別にして、臨時という名前をくつつけて向こうへ送つて、また向こうで組み立てるノックダウン方式というものは、これはやっぱり国会を軽視することにはなはだしい。道義的と言ふなら、こんな反道義的なやっぱり態度というものは、まあやっぱりこれは多数党の横暴だということになりましようし、シビリアンコントロールはどこへいくのだということになりましようし、自衛隊が信頼を得ることになりません。私は、そのところは、長官、あなたに出発点の責任はなかつたんだから、これはやっぱりぐあいが悪いということをおつしやらないと、議論は筋が通らぬと思ふんです。このところは法律違反であることは明白ですよ。

○国務大臣(山中貞則君) 実は衆議院で冒頭に、私はそのとき長官でなかつたと言つたら、そんなことで責任を逃げてはだめだと言われて、それから責任は一切過去のものも私が負うというところで答弁しておりますが、お氣に召われない答弁をしてるわけでありまして、私自身の当時の立場からタッチした考え方は全く捨てて、いま答弁をいたしております。したがって、法律違反がどこまであるかという問題は、長官権限にまかされた範囲において許される隊の編成、配置が行なわれておつて、それは国会において定員の増なり、あるいは航空混成団等の編成、名称を認めてもらふなりという問題は、あくまでも文民統制の最終の場としての国会の御承認を得なければ名づけないということでありまして、過去二年、ことしで三年目になるわけでありまして、お許しを

得られないので臨時という名前をつけておる。これは決してばらばら事件で、向こうでノックダウンしたというつもりではありませんで、私たちとしては、お許しを得て正規の姿にすつきりさせてもらいたいものであるという願望を込めて防衛二法をお願いしているということです。

○上田哲君 長官こたわるから、もつと私もこたわります。じゃお許しを得る前と得ない前と、部隊の内容は変わりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 部隊の内容は、定員の問題なり、あるいはまた編成の問題なり、名称使用の問題なり等において、現時点における名称の使用、編成、運用にとどまるのであつて、私たちがお願いをしてる南西航空混成団等の指揮系統の新しい編成等を行なうことはできない、国会のお許しを得られなかつたということで、それは大きな範囲に入らぬと思ひます。

○上田哲君 よくわかりませんがね。インチキですよ。それは。同じものでしょう。同じものを、頭のところだけ入岐大蛇にして、ばらばらにして、看板をつけ直して言つていただけの話であつて、事は同じではないか。つまり、この同じものが国会を通らなければならぬはずのものであると、これはインチキじゃないですか。私はやっぱりそれはこじつけに過ぎると思ふんです。明らかに自衛隊法の付表に出ているんですからね。そこをかいぐつてやるという姿勢が、自衛隊法を成立せしめる根本の筋道であるということでは私ははいかぬと思ふのです。そこはやっぱり私は筋を通すべきだと思ふ。極端に言うなら、これが通らなかつたら、その臨時部隊は全部解散しますか。ずつとやみでいるわけじゃないですか。やみであり、インチキであり、ばらばら事件であり、ノックダウンである。これはエースのやることじゃありませんよ。

○国務大臣(山中貞則君) これは、かりに法律を全く提案をしなくても、沖縄について自衛隊のあつた程度の展開は不可能かと言へば可能かと思ふのです。日本国土の一部でありますから。しかしな

が、現在のような編成と規模、そういうものでもつていかざるを得ない形において沖縄復帰が行なわれたということにおいて、これはどうしても国会の御決定を経なければならぬ。また、その国会の御決定を経ない前の長官権限の配備であつても、これは慎重を期すべきであるということ、国防会議の議と議員懇談会の決定を経て、そしてこれを実行したということでありまして、ある意味において、政府の中におけるシビリアンコントロールというものは完全に踏んでるわけでありまして、最終的に国会で残つた点をお許しを願ひ、お認めを願ひたいということをお願いしておるわけでありまして、臨時という名前が適当でないことはだれだってわかりますけれども、お許しを得られなければ臨時という名前を使う以外にはないということでありまして。

○上田哲君 これは最後に残つた手続の国会だけだと言ふんです。これは困ります。シビリアンコントロールは政府内部の手続を踏めばいいというところでは困るんです。これは長官、やはりお互いにシビリアンコントロールを守つていかなければならないという立場の分担任務者として、シビリアンコントロールの語彙の定義についてはもう少し御慎重にお願いをしたい。ハウスですよ、これは。国会ですよ。政府内部の手続を完了しておればそれでいいのだと、あとは国会だけが残つていて、国会の了解が得られなければやっぱりシビリアンコントロールは成り立たない。それでなければ、防衛出動だつて、治安出動だつて、みんなできるじゃないですか。もしもそういう解釈をおとりにするんだつたら、私はその議論に発展をしないかならぬと思ひます。あらゆる出動が可能。あらゆる行動が可能。私はやっぱり長官が、こゝろはやはり新長官就任というけじめが一つついたときでありますからね。やっぱり通るか通らないかは、あと旬日の間にきまることでありましようけれども、その前にこのことはすつきりしていただかないと、今後の士気の問題と言われるな

ら、最も一番深いところにおける土気の問題として、こういうやみ行為はいかぬと思います。明らかに法律違反で、シビリアンコントロールの精神に反しますし、このような形でいくのだったら、私は国会なきにひとしいと思います。そこはやっぱり持つて回ったお話しじゃなくて、くどいようですけれども、何らかの善処をお願いをしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) シビリアンコントロールの最終の場は国会であることは、これは論をまぢません。したがって、国会で逆に法律も否決をし、そして現在沖繩に法律でゆだねられた範囲において展開されておる自衛隊も撤収すべしという御決議がかりにあらたにします。これははつきり国会が最終的な、しかも最後の、最高のシビリアンコントロールの場である、このことが雄弁にそれは物語っておると思ひます。したがって、いま展開しておるのは、自衛隊法あるいは防衛庁設置法なり等においてゆだねられた権限の範囲内において許される範囲のものが置いてある。しかし、それは正式の名称として名づけるには国会の最終的な御判断が要するというので、ここ二、三年お願ひを申し上げておるということで、決して国会をシビリアンコントロールという重大な立場から軽視しておるというものではありません。

○上田哲君 それは違います。ほくはここところをあんまりいつまでもやりたくはないのですけれども、長官の御答弁がそういう御答弁に低述をされるのなら、やっぱりもう少し一言だけ申し上げなかならぬのです。

法律だけは基準とされますね。法律違反ではないのだというところをおっしゃっている。政府部内、それがシビリアンコントロールの限度であつても、そういうことを言われるのであれば、長官が言われる意見は半分だけ筋が通り得るのです。日本国土のことであり、だから、長官に許可されている権限内での配備をしておりますというの、あそこ臨時という名前をつけてい

る、臨時第八十三航空隊、臨時沖繩警戒管制隊、臨時那覇基地隊、臨時那覇救難隊など、そういうのは長官の法律のもとにゆだねられている権限下です。しかし、この臨時を取るから取らぬかということが——いま隣からサル知恵がついたけれども、そんなことではごまかしにならない。臨時を取りになったって同じじゃありませんか。問題はそんなことじゃないんです、隣のサル知恵さん。問題にするのは、その小さな、そのいま臨時という名前を取ったような部隊を全部並べるといふ配備では済まないのです。沖繩は臨時が取れない単位、それを全部まとめて混成団にしなかならない単位、その小さい単位の問題がある。それで、そういう単位の問題をそこに配置しなかならないというところは法律的にはゆだねられていない権限なんです。それをわざわざこまかく切っちゃっているから、ばらばら事件なんだよ。目下はそういう臨時という名前を便宜的にもつけながら細分化した配置をやっているのは、法律権限下のことであるというおっしゃり方は、私はやっぱり不愉快です。これは、それは国民が法のもとに平等であるとか、法に対して発言をひとしくするということでは、違ひますよ、これは。確かに今日、こういうような形で配備することはできるでしょう。しかし、これが臨時という看板が取れたときに、混成団とならなかならないという内容と大きな差を持つてい

るのだというところは否定されたいでしょう。そこを否定されるか、されないかということでは、と答えてください。それだつたらそれを、それと同じものを、寸分たがわれないものを——寸分たがわれないかどうか知らないけれども、間違ひなく実体的に同じものを、あらかじめそうした法的な便法を通じて出しておくといいことは、私は間違ひだと思ひます。そうなれば、もう一つかぶせてお伺ひするけれども、かりにこれが、この防衛二法が今回通らなければ、あるいは未来通らなければ、この部隊は

撤退するかどうか、そのこともあわせて三点ひとつお答えください。○国務大臣(山中貞則君) これはまあ三点でありますけれども、関連した問題であります。要するに結論として、通らなければ撤退するかということ、通らないというところはいろいろ理由があると思ひます。それは反対が多数であつたから通らなかつたのか、あるいは実際上審議が時間から尽くせないで法律として有効な成立が認められなかつたのか、いろいろ理由はあつたと思ひます。私たちは、それを国会の御意思で十分に議論をしてもらつて、そして防衛論争というものでこれを国民の前で議論した後に、これをおさめいただくなら、これを認めてくださるであらうという前提でお願ひをしておるわけでありまして、したがつてその前の二点は、すなわち、それならばなぜ事前にそういうことをやっておいたのかということ、これはやはりもとの議論に戻りますが、復歸の際において、沖繩をアメリカが返すにあつたの軍事的な観点なり、いろいろな観点から、両者の実務当局においてある種の合意があつた、アメリカは返すことについても問題があつた、あるいは軍事的についてもいろいろと議論があつた、しかし、それが結果的ににおいてはアメリカの沖繩返還というは現実になつておるわけでありまして、私たちがとして、久保・カーチス取りきめというものの内容について、隊の編成その他については国会の御意思が最終的にきまるまでできま

せんけれども、しかし、取りきめた内容にほぼ近いものについては、現状で配備しておることを、これが国会軽視だ、あるいは法律違反であるという

ことばであります。法律は、これは解釈のしようであると言へばそれでありますけれども、法律の委任された内容の範囲であることは間違ひないと思ひますけれども、その姿勢はどうだということ、これを言われれば、やはり初めから国会がこれに對して御賛同願つておるということが一番の理想的な姿勢であつたらうということだけは私も承認せざるを得ません。

○上田哲君 まあ、このことをやってもおそろく平行線でしょう。やっぱりこういう姿勢は好ましくないというところはありますね。○国務大臣(山中貞則君) 好ましい、好ましくないという見方はいろいろあると思ひます。したがつて、これは与党、野党の違いもありましようし、各党においてもそれぞれ違いがありましよう。ましてや、沖繩県民の立場から見ても言い分が、ほかの地区と違つて、あると思ひます。その意味において、私たちとしては、好ましかつた、好ましくなかつたは別にして、できれば私たちがしてお願ひをしておる法律を今回はぜひ通してもらいたい、こういうことに結論はなるわけであり

ます。○上田哲君 そこへ持つていかれちゃ、やっぱりそれはことばとしては、誠意が足りないですよ。やっぱりそこは政府の姿勢としても、あまりすなおな、きれいな姿勢ではないということをおつたはつきり申し上げておきましよう。

きょう、私は、中心的に議論をしたいのは、必要最小限ということ。政府は、いまだで自衛隊のあり方、あるいは専守防衛という概念の御説明に對しても必要最小限ということを使つておられた。私は、前国会でも、今国会の冒頭でも、防衛力の限界論争というのをはかりにぎやかでありましたけれども、防衛力の限界論争ということにあんまり興味を持ちません。防衛力の限界といううような提起をわれわれがしたことは一べんもないわけでありまして、田中総理が就任早々に、防衛力の平和時における限界を設定したらどうかという発言があつたやうで、そのことをとらえて、そういうものができるのかどうか、私は、当時の議事録でも明らかですが、そういうものではない、つまり軍事力というものは元來歯どめのできない、つまり危険な実質があるのであつて、そういうことができるんらおもしろいけれども、できると思ふかという逆提案に對して、ひとつやつてみなければならぬといううような御答弁があり、

議論がありました。もとより、これについては中曾根元防衛庁長官時代にもかなり議論があったところですが、いずれにしても、私は、防衛力の限界設定論争というのはいへん、そもそも境界論争でありまして、まあ必要悪論争といえますか、そういう意味ではあまり意味を持たないと思います。で、私は、われわれのよって立つ原則を踏まえながら、その意味では、政府が使っておられる必要最小限ということについて、いろんな側面から議論をしてみたいと思います。

もちろん、結論を先に申し上げれば、私は必要最小限という一四防は、あるいはそれから先を望まれる姿というのには必要最小限というふうなものではないという立場に立っていますし、そして必要最小限という概念規定のあり方というのにも間違いないというふうに思っています。思っています。政府が有権解釈として使われるこの必要最小限という概念を、ことばだけの問題じゃなく、できるならひとつ実体論議としてぜひ深めていく、あるいはそれを国会の場で明らかにできるなら、してみたい。どこまでできるか、ほとんど自信はありませんけれども、ぜひひとつ、いどんでみたいと思います。

そこで、まあいまは特別国会ですから、去年の十一月十三日の一解散された、あのときの国会で、解散当日、いわゆる戦力とは何かという戦力論争を行ないまして、政府見解が明らかにされたところ、紫のふくさというようになっておりまして、それ以後防衛庁長官とこういふ議論をすることがない。ぜひそうした議論をしましょうという締めくくりになっておりますから、そのところに一べんひとつ戻してみたいと私は思う。

で、昨年の十一月十三日に政府から示された戦力についての見解というものは、実は従来の政府見解を踏襲してんだという説明に大まかになつてしまつておりますけれども、そうではないと私は思います。で、元来、この設問は、五二年当時政府が持っていた、戦力とは近代戦遂行能力という定義のしかた、これを変えて必要最小限論に

なつた。しかし、そうなつた経緯というのは、当時未熟な一次防、二次防段階では説明できたグレードが、三次防から四次防に至つて明らかに説明のつかない状態まで高まってきたので、そのために近代戦遂行能力論を突破してしまつたところから、必要最小限論という違つた次元の論議設定になつた。こういう立場から、明らかに、五二年段階の政府定義に戻らなければ、現在の四次防というものは、近代戦遂行能力すなわち戦力に、憲法九条に規定する戦力に入つてしまつていのではないか、というものであります。で、そういう設問に対して、そういう討議に対して、政府側がこれを、原則的には必要最小限論をとる、そして近代戦遂行能力論というものをはずして進んだというふうになつておるんですが、当日政府側が文章を読み上げる形で表明をした統一見解をきちんと取り上げてみますと、非常に重要な違いがはつきりいたします。お持ちであるかどうか、読みましょうか。

戦力とは近代戦遂行に役立つ程度の装備編制を備えるものという定義は吉田内閣当時の説明だが、近代戦争は現代、攻守両面にわたつて最新の兵器及びあらゆる手段方法を用いて遂行されるものをさすとして、そのような戦争を独自の遂行できる総体としての実力をいふと解したものと考へられる。政府は、二十九年十二月以来、憲法九条二項の戦力を定義して、自衛の必要最小限度を越えるものと答へ、近代戦遂行能力という言い方をやめたのは、次の理由による。

第一は、憲法解釈の方法として、戦力について、わが国が保持を禁じられてゐる実力をさすという意味合いを踏まえて定義するほうがよりよい。近代戦遂行能力という定義は、戦力というこ

とを単に言いかえたにすぎない面もあり、必ずしも妥当とは言えない。——これは政府の言つてゐることです。

第三に、憲法九条一項で自衛権は否定されてい

ない。その自衛権行使の裏づけとして、自衛のため必要最小限度の実力を備へることは許されると解されるので、その最小限度を越えるものが憲法九条二項の戦力と解することが論理的ではないかということ。

そこでです。これから矛盾点が出てくるわけですが、では、現時点で戦力を近代戦遂行能力と定義することが間違いかとなると、今日どういふ意味で用いられるか、まず定めなければ、是非を判定する立場にはない。しかし、戦力の字義から言へば、近代戦を遂行する能力というの戦力の一つの定義とは思ふ。結局、政府は二十九年十二月以前近代戦遂行能力ということばを用いた意味を述べたが、その意味であれば言い回し方は違つても、一がいに間違ひではないと思ふ。

これがこの臨時国会の解散当日の冒頭、政府が発表した統一見解でありまして、これは必要最小限論というタイトルにはなつておりますけれども、これまでの必要最小限論とは全く違ふものであります。大きくこれは政府の戦力見解というものを交えたものだといふことを私はしっかりとっておかなければならぬと思ふ。これは今日の朝の閣議の中でもかなり議論があつて、たとえば、戦力とは素朴に言つて戦力という、素朴をとるとか、いろいろなことがあつたといふことが後に聞かれております。こういう点からひとつ議論をしていきたいのですが、さつき申し上げたように、私はきょうはできるだけ法律解釈とか条文解釈というところに問題を持っていきたいといふの

ではないのです。具体的にこれを掘り下げた時期に来てゐると思ふから、できればひとつ実体的な議論に入りたいと思ふのだが、その前提として、さしかけになつてゐるこの問題をそのままにしておくことはできません。

そこで、なるべく簡単にひとつ伺ひをしたいのは、政府見解としては必要最小限論をおとりになつておられます。しかし、これまで全くなかつた説明がここに出てゐるのは、五四年当時の——

ここにもちゃんと出ておりますように、近代戦遂行能力と認めていたときの政府見解に戻つてゐる、一がいに間違ひとは言えないという表現でありますけれども、やっぱり自衛隊の四次防をもつて達成されてゐる現時点の実力です、戦力というの、言つてゐる近代戦遂行能力という客観的なレベルには達してゐるのだ。しかし、それはあくまでも日本国防衛論という立場からするならば、必要最小限のものであるから、われわれはそれを日本の防衛構想からする戦力とは考えない、こういう意味合いだといふふうに理解をすればいいのかどうか。そのところだけははっきりしておきたいと思ふ。

○国務大臣(山中貞則君) これは吉田法制局長官が答へた政府見解だと思ふますが、本人がただいまそばにおりませんが、したがつて、この文章についての議論については別途吉田君を呼んで一緒にお願いしたいと思ふのですが、私はいかに法制局らしい言い回しの文章だなと思つて、あまりよくわからないですね、これ。(笑)要するに、近代戦遂行能力というの、は兵器というものが近代戦の最高の最終のきめ手であるならば、それを保持しないので、保持しないことがわかつてゐる近代戦遂行能力と言つても間違ひではないといふ言い方はたしていいのかどうか。近代戦でもしかし事実を持つてゐる国と持つてゐない国とが戦いをやつても、あるいはまた中ソ国境紛争があつても核は使われてゐない。しかし、それは近代戦の局地紛争の最高の能力を発揮したものと云へば、言えないかも知れません。言えるかも知れませんが、日本の場合はもう少し違つた見解で見るべきじゃないだろうか。これは法制局の見解ですから、これはこのまま私も政府見解として承認した上のことですが、そういうようなことはをもてあそぶと言つちや悪いですが、そういう近代戦遂行能力とかなんといふことじゃなくて、日本の場合は憲法九条の中の許容された範囲の軍隊であつて、そして近代戦の最もきめ手である核を持ち得ない力であつて、そしてもつぱら日本のは

それ以下ならば戦力でないという、こういう、形が違ふと思うのです。だから、いまここで防衛庁長官に全部そういうものを変更してしまへということを言つたつて議論にはならぬでしよから、それはそれでいいですよ。一つの議論の出発点にしてもらえなければこゝろですけれども、必要最小限という概念をもつて戦力の区分とする基準論は、私は間違ひだと思ふ。戦力論というのはもつと客観的な基準があるだらう。おっしゃるように核——核は、これはどういう用途に使おうと使まいと戦力たり得る実質を持つてゐるでしよ。それほどティピカルなものじゃなくたって、あらゆるものを、竹やりが一体客観的にいつて今時点において、この現代において戦力であるのかない

のかというあたりから全部積み上げていけば、それを束にした形が、どこまでが戦力でありというような幾つかの分類からいって、実体的に戦力論というのは区分されなければならない尺度が別にあると思うんですよ。あるいは国土の大きさ、あるいは人口の大きさ、あるいはGNPや予算というようなことの中で、また割り算をされることもあると思いますよ。だから、A国にとって戦力であるのが、B国にとって戦力でないというようにすることもありますが。しかし、それはあると思いますけれども、もう少しおしなべた実体的な基準というのが戦力論にはなければならない。その一番典型的な形が、おっしゃるように核ですよ。それならわかるんです。どう言ったって核です。持ったものが戦力でないということは、それは小さな核が大きな核に吸収されるという論はあったって、それはやっぱり否定できないということになれば、核を持たないわが国が、一体どこまで戦力であるのかないわが国ということは、その戦力というものをどういうふうに使おうとするのか、使うまいとするのかというところでは必要最小限論が出てきてもいい。しかし、それとは別に基準が一つなければ、戦力論というのは、私には非常に不毛な議論へいざなおうとする作爲になつてしまふと思うんですよ。

ふうに思わざるを得ないと思います。

○上田哲君　従来とつてきた政府の見解は、どんなに力が大きくなつても、専守防衛であるから戦力でないんだ、こういうことなんです、簡単に言へば。私はそこのところがどうもたいへん論理性がないと思うんで、これを実体的にもつと議論しなければいかぬと思うんです。ただ、ことばとして言へば、戦力というのは、主権にかかわる領土、権利など、一定の状況を変更または維持し得る武力と、こういう定義はどうですか。

○國務大臣(山中貞則君) それも一つのある意味

における定義だと思ひます。ただ、これは私は防衛庁長官のときじゃなかつたというのは、逃げる意味じゃなくて、問題点を提起されたのがたまに上田さんですが、空中給油という問題が、いわゆる日本列島の縦の長さの問題じゃなくて、横への長さの距離の問題と、議論がそこに集中されて、やはり空中給油というのを日本の場合には行ない得る受けさらをも持つことがやっぱり誤解を招くと、専守防衛の範囲を逸脱し得る足を持つことに、こゝろで政府側のほうも御指摘を反省をして、それを全部空中給油が不可能にする改造をしたことは御承知のとおりであります。そういうことから考えましても、日本の場合において、そのような誤解がときに生ずるようなことがあつたら、直ちにこれは国会でチェックされたわけですけども、そういうことはないといふ前提であつても、疑問が起るようなことはやっぱり引つ込めていくという手段を今後ずっと行使していくべき至上命題があると思ひますから、いまおっしゃつたような見解も私はある意味のものさしの一つだと思ひますし、否定はできません。しかし、そればかりで全部を律するといふのにはいろいろいふなまだ定義があると思ひます。

○上田哲君　これは底意はありませんからね。これをオーケーと言つたら、すぐまた何かかぶせようと思つていませんか。私はことばのやりとりなんかあんまり意味がないと思ふんです。しかし、ことばから始まりますし、そこは大事にして

おかないと、憲法というのは意味がなくなるわけですから、一つの見解でけっこうなんです。もう一ぺん申し上げるが、戦力とは、主権にかかわる領土、権利など、一定の状況を変更または維持し得る武力というより、これが全部私は正しいと思わないけれども、こういうような定義、基準というもので戦力というものを捉えておく、この独自の尺度の中で、あとは目的論とか、方法論とかいうことで相対的に考えていくというところが出てくるんじゃないかというふうな議論、試みですね、試みというのを、われわれの憲法を正確に理解し合っていくためにひとつ努力をしてみたい、こう考えているわけですよ、くどいようですが、そのような考えとしてですね。

○国務大臣(山中貞則君) いまのは学説としてあるのかどうか分かりませんが、かりに上田学説であるとしても、その変更ということばは、それはやはり重大な意味があると思うんですね。

○上田哲君 状況の変更もしくは維持。

○国務大臣(山中貞則君) えつ。

○上田哲君 状況の変更もしくは維持です。状況——領土の変更、かかるかな。

○国務大臣(山中貞則君) ちょっとそれは……。

○上田哲君 じゃ、その領土と権利などを取りやいいますか。

○国務大臣(山中貞則君) 領土、権利というものの変更ということが入りますと……。

○上田哲君 主権にかかわる一定の状況の変更または維持——いや、だれかがやろうということじゃないんですから。

○国務大臣(山中貞則君) 要するに、変更ということばは、これは自分の領土、主権ばかりではなくて、相手の国にも関係を持つての相対的な、あるいは変更をせしめるということにとれると思うんですよ。

○上田哲君 いや、日本のことを言っているんじゃないですよ。日本のことを言っているんじゃない、一般に、アレキサンダー大王が行使し

た、シーザーが行使した、ヒットラーが行使した、そういうものを全部含めて、客観的な基準として戦力というものはあつていいんじゃないか、その戦力を人類の英知でいろいろ考えていくわけですね、方法論的に、目的論的に。だから、変更しようとした戦力があるでしょう。だから、それがなければ専守防衛と言つて真剣にがんばる理由もないわけ、使い道を間違えないようにするんだと言つていくわけですね、専守防衛という意味は、ですから、そういう意味で、一般論ですよ、日本の場合どうだということをお私はいくつかつけようと思つていない。

○国務大臣(山中貞則君) 一般論としては、そういうことが言えるんですよ。ということは、戦争の結果は、必ず領土その他の変更といひますか、そこに地図の塗りかえが大体伴つてきております。第二次大戦で、あれだけわれわれはかなる領土的野心も持っていないという、結果的な戦争側の申し合せでありましたけれども、日本とソ連の間は北方領土が残つておる。あるいはまた、逆の意味ではプラント首相は、国民の世論が圧倒的に支持していると思われたい東方条約も結んでおる。あとオーデル・ナイセをどうするかの問題が残つておるものがあります。そうすると、ある意味では、そういうような変更する力といふものは戦力であるかもしれない。日本側から話ではないと言われますが、たとえば竹島に一個小隊いる、したがって、日本がこれを一個大隊持つていけば取れるわけですが、しかし、そういうことは日本はしないということ、竹島といふものは、われわれは日本の領土だと思つておりますが、現実には大韓民国の支配する地域に入つてしまつておる、国際司法裁判への提訴にも応じてもらえない。こういう状態が、いわば日本の立場から見れば戦力の限界といふことになるんじゃないでしょうか。一般論としては私もおっしゃるとおりじゃないかと思ひます。

○上田哲君 これは一般論ですからね。一般論として、こゝろいうものを、私は必要最小限だけじゃ足りないと思ひますから、そういう見解を幾つか立ててみながら、その中で議論を深めたいという事です。つまり、こゝろいう戦力であつてはならぬといふことを言いたいわけですからね。そこで、そういうことからいへば、戦力一般論といふことを踏まえながらも、今回の十一月十三日の政府見解の中にある近代戦遂行能力という見解も、戦力の定義としては、あながち間違ひではないといふことは、長官からお答えが得られなければ後の機会でもいひんすけれども、私は非常に重要な、これまでにない見解表明だと思ひます。これは私の立場からすると、これまで浮き沈みをしてきた政府見解の中で、やっぱり実態の突き上げの中で、こゝろいう表現も認めなければならぬといふことになつたといふふうに受け取りたいんですけれども、そこをどう思考されるかは別として、少なくともこれまでの必要最小限論とは非常に違つた、踏み出した見解を表明されたといふところの意味合いをひとつとめていただけたら、後にしても。

○国務大臣(山中貞則君) いま急遽法制局長官にこちらに来てもらつたように頼んでおりますが、私は当時閣僚の一員でもありませんし、したがつて、この統一見解に関係をいたしておりません。したがつて、法制局長官と一緒に答弁をさせていただきますか、後にしても。

○上田哲君 じゃ、一つだけ伺つておきます。この必要最小限といふことばを使う場合にも、一体だれが、そうしてどういふ基準で必要最小限といふものを測定するの。

○国務大臣(山中貞則君) それはだれが主管者になるかといふ問題だと思ひますが、しかし、その前に客観的に日本が持つ得る防衛力あるいは専守防衛の限界といふものは、憲法なり、あるいは国会の決議までなりました非核三原則なり、あるいは他国に脅威を与えないといふ、もっぱら専守防衛といふ通俗なことばで言つております範囲であ

る、これは客観的なものでなければならぬと思ひます。ただ、その中で、近代戦の装備がだんだん違つてくるであらうし、その場合において、その客観的にきちんとして示された範囲の中において、時のやほり政府といふものが一応原案らしきものはつくらなければならぬと思ひます。しかし、それに対して、先ほど来議論にもなりました、国会がそれをどう見られるかという限界のもの、国会のほうにおいて、当然それは日本の本来の憲法下の、あるいは諸制約下の持つべき戦力としては過ぎたるものであるという見解が示されれば、それに対して質疑、議論をして、そうして正しい見解のほうに従つていくという作用を繰り返していかなければならぬものだらうと思ひます。

○上田哲君 法制局長官が見えたら、ひとつ、もう少しその辺を検討することにして、あとに譲ります。

外務省の水野次官、長いことお待たせをして申しわけないのですが、こちらへ少し急いでいきたいと思ひます。少し実体的論に入っていきますけれども、まあ武力論という、装備論というよりも、この必要最小限なるものが外的に制約、制肘を受ける要素といふのはすでにあるわけで、おおよそ防衛構想といふものが常に相手を想定した上でなければ成り立たないという性格からして、決してその一国が独自に内部的にのみ測定し得る必要最小限論といふものはあり得ないわけですね。そういう意味で、外側からのいろいろな制肘、影響を受けるということになると思ひます。そこで、安保体制といふものにどうしてもたどりつていく。安保堅持と言われる政府の防衛政策の中では、安保のかさの中でいふことになるわけであり

ます。これも月並みなことでありますけれども、一つ確認しておきたいのは、先ほど来の防衛庁長官の御説明の中にも出てまいりますのは、世界の緊張緩和といふことです。この世界の緊張緩和と一口にだれでもがまぐらに振ることばでありますけ

る、これは客観的なものでなければならぬと思ひます。ただ、その中で、近代戦の装備がだんだん違つてくるであらうし、その場合において、その客観的にきちんとして示された範囲の中において、時のやほり政府といふものが一応原案らしきものはつくらなければならぬと思ひます。しかし、それに対して、先ほど来議論にもなりました、国会がそれをどう見られるかという限界のもの、国会のほうにおいて、当然それは日本の本来の憲法下の、あるいは諸制約下の持つべき戦力としては過ぎたるものであるという見解が示されれば、それに対して質疑、議論をして、そうして正しい見解のほうに従つていくという作用を繰り返していかなければならぬものだらうと思ひます。

れども、その緊張緩和というものの要素、要因、何によって緊張緩和がもたらされたかということ

を、たとえば一口で言うならば、一体強大国を中心にする抑止力論、抑止力の均衡の中で緊張緩和というものが得られたのであるか、それとも、逆に軍縮ということばにあらわされるような努力の結果として緊張緩和が進んでいるのか、そういう二つに分けて言うならば、どのようにお考えになりますか。

○政府委員(水野清君) 私の考えは、緊張緩和というのは、やっぱり米ソを中心とする二大国の核の手詰まりの問題に私は発していると思ひます。

米ソで核競争をやったということは、上田委員も御承知のとおりであります。結局、核の手詰まりというもののから、米ソともに核軍縮並びに一般的な軍縮の方向へ踏み切らざるを得なくなってきた、その中から私は緊張緩和という問題が考えられるわけでありす。しかし、この緊張緩和というのは、どこか世界じゅうに第二次大戦後、たとえばベトナムであるとか、中近東であるとか、いろいろな戦争状態というものが発生してありますけれども、これが単に現象的に氷が解けるような形ではなくて、緊張緩和ということではなくて、やはり日本の立場でございまして、たとえば日米安保条約というワク組みの中であって、また、それに対応してソビエトなり中国なりの外交政策というものが変化をした中で、緊張緩和が発生した。いわば二つの――いまは二極時代から多極時代というふうなことを言われておりますが、実際のには、軍事的にはやはり二極時代から、共産主義国家群の中では中ソが二つに分かれておりますが、実際は三極になったにすぎないわけでありす。こういう見地から見れば、私は、おそらく上田先生は、そこまで申し上げちゃ失礼ですが、緊張緩和という中で安保条約の存在が薄れていくんであるというふうな御議論から御質問だと思ひますけれども、日米安保条約というものは、ワク組みがあつて、初めて緊張緩和というものが発生してきているわけでありす。今日、

日米安保条約が直ちに必要がないという議論にはならないと思ひます。

もう一つ私どもが考えなくちゃいけないのは、緊張緩和の直接の原因というものは、たとえば朝鮮半島にかつてあつた緊張――今日も若干残つていふと思ひます。あるいはインドシナ半島にまつた緊張、こういつたものは、現実には非常に緩和されて緊張が薄れておりますけれども、その背後には、中ソ国境における一つの緊張というものが発生したために、私はこの緊張――そのほかの地域における緊張緩和というものが発生したのじゃないか、こういうふうにお考えしております。

○上田哲君 ここ半世紀ぐらい私たちの頭の上を押えてきた考え方は、世界はエゴイズムで成り立っている。私もそのエゴイズム論を捨ててつゝも立っていません。しかし、エゴイズムのみで成り立っている――性善説をとる者は、世の中、世界の流れに対してという者であるというふうな感覚が、今日半世紀の世界の防衛政策や緊張状況をやっぱりつくつてきたと思ひます。それを英知が乗り越えたと言つてはたいへん樂觀論に過ぎないと思ひますけれども、たとえば公害による全世界的な環境阻害であるとか、あるいは一定の軍備競争というものの限界をやはり突き当たつて知つたとか、一つには、ベトナムという小さな国が象徴したような大國アメリカをやつたり背負い投げる食わしたというふうな特殊な例にも大きく教訓を受けながら、これを、世界は結局どこかで紛争が起きざるを得ないのだという教訓にする人もあるであります。しかし、やむを得ず起きた紛争であつても、やはりこういう結果にしかたないと思ひます。そういう教訓の取り上げ方も私はある論理の飛躍を許してもよろしいなら、性善説と性悪説かもしれませんけれども、英知がまず世界の緊張緩和を前提した、アブリオリに世界はいま雪解けになりつつあつて、それに符節を合わせるようにして軍縮という努力も行なわれているのだ。大体軍備なんというものは、しよつちゅう鉄砲を

みがないなければ二十年もしないうちに使ひものにならなくなるのですから。そういう設備更新などということをばかばかしと考える――これは性善説じゃありませんよ。効率論からして、そういう英知というものが、やはりこの半世紀ほどの間に世界を支配することになったのではないかというふうな見方だつて私は立ててみなければ、全世界的な公害論だとか、あるいはWHOの理想であるとか、そして国連の理想なんというものは画餅に帰すると思ひます。そういうことを思ひ切つて、今日少なくともそう言ひながら、戦争はどこかで起きるよという論者に対して、一方の極にそういうものを立てて見る世界の見方、こういうものが一つなければならぬと思ひます。そういう見方からしますと、日本の外交政策や防衛政策というものは、たいへん旧態依然たることを低減してゐる。きつい言い方になるかも知れませんが、安保ワク組み論などというものは、もうすでに全くさびつて役に立たなくなつて効率を失した体制を、何とかして説明づけるためにやつとつくり出したことが私はワク組み論だと思ひます。

そういう認識の上に立つて御意見を申し上げたいのでありますけれども、きのうからきょうにかけて行なわれた日米貿易経済合同委員会、これは端的に私たちの外交関係のあり方、あるいは平和保障のあり方というものを対して大きな警鐘を打つてゐると思ひます。私は結論的には、日米関係が破綻したほうがいいとは思ひませんが、日米関係の友好が促進されることはいいに違ひないのだが、そのためには、そのワク組み論などというところを前提にするのではなくて、もつとできるならば一定の距離を設定しようとする努力を前提として、その一定の距離の中から友好関係というものをつくり出していく努力というのが独自の点からしますと、今回の日米貿易経済合同委員会に対するアメリカの姿勢には、日本外交にはなほだものを言ひ切つていない。たいへん強気でも

のを言つたというふうな報道は一部にはされておりますけれども、しかし、私たちの感覚からすれば、やっぱり十分でない。何かアメリカのやり方というのは、この会議に象徴されている限りでも、非常に小手先で、独善的な対外政策の運営というものが目につくと思ひます。農産物輸出についてあれだけ自由化を言つていたのが、にわかには大豆の値上がりで国内的に見るに至つては急にドアをおろす。あるいは、本来太平洋のパートナーシップとしてこれほど持ち上げていたのにしては、シェルスをはじめ、それなぐんば重要な話ができないであらう関係が突如として出席をしないというところ一つを取り上げてはいけなかつても、私は対等なパートナーシップというふうなもの、この日米間をいま保ちにくくしている状況があらわれているというふうな考えは、もうかなり思い切つた一定の距離を置く形の中でこそ友好関係を考へ得る状況に來たのではないかと、もう一つ多くを言うなら、安保ワク組み論というものは、やっぱり先ほど来申し上げてきている世界観という立場からするならば、結局冷戦構造の残滓を受けて、その体制を何とか保持しようとする旧体制、アンシャンレジーム保持のためのことば返しにすぎないのではないかと。むしろ、そこからは大きく脱却していくという自立性、そこに日本の外交というもののあり方が求められなければならぬということが、今回の日米貿易経済合同委員会の中でくみ取るべき教訓ではなかつたかと思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(水野清君) 安保ワク組み論に対する御批判でありますけれども、たとえば、これはわれわれの住んでいる自由主義社会の側でなくて、その反対側の共産圏の中においても、まだたとえばワルシャワ条約というふうなものが現存するわけでありす。アジアの問題とヨーロッパの問題とは若干状況は違ひますが、ヨーロッパにおいては軍縮という問題は、いま非常に米ソの間で

考えられ、あるいは先ほど御指摘のように東方条約というものが結ばれたりして、ヨーロッパで軍縮という問題は真剣に考えられておりますけれども、これは相互に私はワク組みというものを保持して、そのワク組みを少しづつはずしていくという状況にある、そういうふうには理解しなければ現実の情勢は私は理解できないと思うのです。たとえば、ヨーロッパにおける兵力相互削減交渉という問題は、相互に兵力を削減するからそこに緊張緩和の問題が具体的に取上げられるわけでありまして、西側側だけに兵力を削減しろと言つても、これは私は非常に無理なことだと思います。たとえば、アジアにおいては日米安保条約というものがあるが、中ソの間には中ソ軍事同盟条約というものがあつて、今日、中ソの間には大きな国境緊張があるわけなんです、これは現実には私もどうもなつておるかわかりませんが、常識的に考えればこれは非常に形骸化していると思います。しかし、ソビエトは、たとえば北朝鮮との間にいろいろなワク組みを持っております。そのワク組みというものを引きあわせながら、こちらにも徐々に問題を具体的に詰めていくというこのほうが私は正しいのじゃないか、こう思うわけでありまして。

は説明がほしいと思うのは、一体安保体制というのは、その軍事的ワク組みのメリットは何なんだと。いままで防衛庁がとってきた、外敵の侵犯に對して国を守るためには、万が一の場合は、われわれだけではなくて、もっと大きなアメリカのかさによつて守ってもらふんだという状況が今日ほとんど消滅している以上、まあ潜在的ポシビリティーみたいな言い方になつてきて、万が一なことであれば、これは軍事的な色彩というものが希薄になつていくというよりも、軍事的な色彩でないものによつて関連を求めていくのでなければ、元來そのワク組みというものはない。つまり、軍事体制として出発をしたこのワク組みが消滅することになつたので、他のいかなるワク組みによつてこれを結びつけるかという説明が十分でないというの、やっぱり率直に言つて現状だと思ふし、だから、それを何か文化的友好条約に変えていくということはできないかというような話になつていくというのは、私はまあ、あがきとまでは言わないけれども、苦しい努力だろうと思ふんです。そういう意味で、防衛構想上からもひとつ、もし万一一どこから攻めてきたときには、せいぜい二週間か三週間しかもたないわれわれが、アメリカ軍の来援を待つみたいな古典的な言い方でない、もっと構造的なワク組みということばは少しはそういう意味があるんですから、もつと構造的なアジア平和構造というのが何であるのか、そのアジア平和構造というものに日米安保体制というものはどういう役割りを果たし得るのかというところでの説明が果たされないと、これはやっぱり民意は得られないと思ふんです。そこで、端的に比較をするなら、防衛分担あるいはただ乗り論というのでずっときたアメリカの主張は、やっぱりいまこである程度の足踏みをしている、というのは日本を軍事大国化したくないというところがかなりなウエイトとして高まつてい

るということがあるからでしょう。そういう形の中で、なおかつ日米ともに安保ワク組み論と云うのだとすれば、その安保ワク組み論というのは、やっぱり言うならば、端的に言えばアメリカのヘゲモニーの保持の構造、こういうことにならざるを得ないと思ふんです。もし、アメリカのヘゲモニーの保持の構造だということでないと言われるならば、今回の日米貿易経済合同委員会でも、もつとアメリカに對して、もつと鋭く、もつときびしく、まあ言われたと言われるだらうけれども、少なくとも日本の国民の民意のレベルまで、どうも屋さんのレベルまでもを言うべきですよ。こういうところがやっぱり十分でないことは、このワク組みとは、日本の国民がアメリカとのパートナーシップで、平和な海のパシフィックに橋を渡してどう生きていくかという新たな世代の世紀のワク組みではなくて、やはりアメリカヘゲモニーのワク組みなんだという認識から離れることはない。

ナ戦争の終息にあつて、キッシンジャーがハノイに行く前に、やっぱり北京に行き、モスクワに行つて、その背後にある両大国と話し合いをしなれば、やはりこのインドシナの長い戦争は終息をしなかつた。終息するかに見えていて、やはり最後のこの結論を出すためには、その背後にある中ソの両大国と話をするという必要があつたということは、私は、やはり世界情勢の中でもいま緊張緩和がどんどん進んでおりますし、上田委員のおっしゃる通りに冷戦構造下でできたいろいろなワク組み、日米安保もその一つでございますけれども、それがだんだんと変質してきているということも事実でありますけれども、それがまだなくなつていくということでは私ははないと思ふんです。その間に、これを飛躍して不要論というものに飛び越えることはまだできないんではないか。それから先ほど来御質問で、私の答弁が落ちておりますけれども、きのうときより行なわれております日米の關係レベル會議において、日本がアメリカにもつと言うべきことを言つて、いらないかという御趣意でありますけれども、私は、日本とアメリカの間というものは、もちろんお互いにフランクに言うべきことを言い、お互いの主張というものを理解し合うということが、これが私は日米間のベースであらうと思ふんです。しかし、別に日米安保条約というものがあつて、アメリカの軍事的なヘゲモニーが何かの中で、日本が言うことが言われないと。たとえば、大豆の問題にしましても、おとふ屋さんの話にしても、御遠慮申し上げておいて、これは全くないものであります、これはお互いに言うべきことを言い、努力すべきことをするという態度に私はいささかも変わらないんじゃないか。むしろ去年の田中総理のホノルル會議以降、日本というのは田中総理の訪中によつて日中の国交回復も終わったわけでありまして、あるいはアメリカの大統領選挙も終わつて、ニクソンの二期目の大統領の任期に入つたわけでありまして……

○委員長(高田浩運君) 速記を起して。
○上田哲君 安保ワク組み論の議論ですけれども、私は少なくともこの安保が考えられた時代背景、その時代背景をなしていた、一口で言えば冷戦構造というものはもう存在をしない。これは加速度的に消滅の方向に努力をしていき得る状況になつていくと思ふ。したがつて、安保がその限りで不可避的の要請をしていかなければならぬのだということも、これはもう議論のないうところだと思ふ。そうすると、安保ワク組み論というのはいかなのかと、こういうことがもう少し説明をされなきゃならない。防衛庁側から私

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。
○委員長(高田浩運君) 速記を起して。
○上田哲君 安保ワク組み論の議論ですけれども、私は少なくともこの安保が考えられた時代背景、その時代背景をなしていた、一口で言えば冷戦構造というものはもう存在をしない。これは加速度的に消滅の方向に努力をしていき得る状況になつていくと思ふ。したがつて、安保がその限りで不可避的の要請をしていかなければならぬのだということも、これはもう議論のないうところだと思ふ。そうすると、安保ワク組み論というのはいかなのかと、こういうことがもう少し説明をされなきゃならない。防衛庁側から私

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。
○委員長(高田浩運君) 速記を起して。
○上田哲君 安保ワク組み論の議論ですけれども、私は少なくともこの安保が考えられた時代背景、その時代背景をなしていた、一口で言えば冷戦構造というものはもう存在をしない。これは加速度的に消滅の方向に努力をしていき得る状況になつていくと思ふ。したがつて、安保がその限りで不可避的の要請をしていかなければならぬのだということも、これはもう議論のないうところだと思ふ。そうすると、安保ワク組み論というのはいかなのかと、こういうことがもう少し説明をされなきゃならない。防衛庁側から私

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。
○委員長(高田浩運君) 速記を起して。
○上田哲君 安保ワク組み論の議論ですけれども、私は少なくともこの安保が考えられた時代背景、その時代背景をなしていた、一口で言えば冷戦構造というものはもう存在をしない。これは加速度的に消滅の方向に努力をしていき得る状況になつていくと思ふ。したがつて、安保がその限りで不可避的の要請をしていかなければならぬのだということも、これはもう議論のないうところだと思ふ。そうすると、安保ワク組み論というのはいかなのかと、こういうことがもう少し説明をされなきゃならない。防衛庁側から私

○佐藤隆君 委員長、本案の質疑を直ちに終了し、討論、採決をすることの動議を提出いたします。(「質疑の段階ではないか」「不信任請求」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)
○理事(中山太郎君) ただいまの佐藤委員の動議に対し……(発言する者多く、議場騒然、聴取不能)……起立を願います。多数と認めます。よって、本案は……(議場騒然、聴取不能)……作成は委員長に御一任願います。散会いたします。

午後三時三十一分散会

本日の委員会における佐藤隆君の発言の後の議事経過は、次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右は、質疑を終局した後、可決すべきものと決定した。

昭和四十八年八月十五日印刷

昭和四十八年八月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局